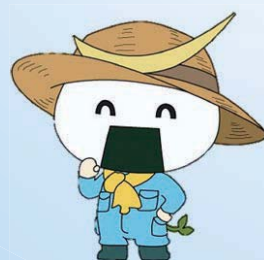


「地域計画」策定サポートブック

令和6年7月改訂



©宮城県・旭プロダクション

宮城県農政部農業振興課

目次

はじめに	2
1. 地域の話合い（ワークショップ）の進め方	3
(1) 地域の話合いの方法	3
(2) ワークショップの事前準備 ～事務局の準備～	4
(3) ワークショップ手順	5
(4) 実際に話合いを進めてみよう	6
(5) ファシリテーターの役割	8
(6) 意見のまとめ方	9
(7) 話合い結果のまとめと公表	10
2. 地域の話合い（ワークショップ）の場設定～宮城県の事例から～	11
(1) 話合いを効率的に進めるために原案作成からスタートする	11
(2) 原案作成のルールを決める	12
(3) 原案作成のケーススタディ	13
3. 令和4年度将来ビジョン地区の事例検討（4地区のまとめ）	16
(1) 4地区の地域計画ワークショップの流れ	16
(2) 各地区のワークショップ構成	17
(3) 事例1－菅生地区（村田町）	17
(4) 事例2－志賀地区（岩沼市）	21
(5) 事例3－津久毛地区岩崎集落（栗原市）	26
(6) 事例4－中田地区（登米市）	31
4. 令和5年度地域計画策定推進モデル地区の事例検討（3地区のまとめ）	39
(1) 3地区の地域計画ワークショップの流れ	39
(2) 3各地区のワークショップ等の構成	40
(3) 目標地図の作成方法（3地区に共通の手法として提示）	40
(4) 事例1－根白石地区（仙台市）	41
(5) 事例2－入谷地区（南三陸町）	48
(6) 事例3－色麻地区（色麻町）	55
5. 地域計画関連	66
(1) 地域計画に関連する補助事業	66
(2) 地域計画策定に向けた地域の話合いの際、活用できるリーフレット	68
(3) 地域計画（目標地図）関係図書	69
6. Q & A	70
7. 地域計画公告前確認事項	77

はじめに

令和5年4月1日の改正農業経営基盤強化促進法の施行により「人・農地プラン」が法定化され、令和7年3月までに市町村は「地域計画」を策定することになりました。

「地域計画」は、実質化された人・農地プランをもとに、将来、概ね10年後の地域農業の将来の在り方等について、地域で話し合いを行い、策定するものです。加えて、農用地の効率的な利用を進めるために、概ね10年後の農地利用の姿を示す「目標地図」を策定することにより、計画がより現実的なものとなります。

「地域計画」のポイントは、「地域の話合い」と「目標地図」です。

今後は、この計画が地域農業の羅針盤となります。計画の実現へ向けて、地域の実情に合わせた見直しを繰り返しながら進めていくこととなります。

宮城県においては、宮城県農地集積・集約推進本部・地方推進本部を主体に「地域計画」の策定を支援しております。

令和4年度は、4つのモデル地区を「将来ビジョン地区」とし、令和5年度は、3つのモデル地区を「地域計画策定推進モデル地区」として設定し、市町村等関係機関とともに、地域計画策定に向けての地域の話合いを実施してきました。

それらの結果を踏まえ、本サポートブックでは、話し合いの進め方のポイントや事例を紹介しています。令和5年度から県内33市町村において地域計画の策定に取り組んでおり、令和6年度末には全地区で地域計画が策定されるよう、本サポートブックを参考資料として活用していただければと考えております。

地域の実情にあった話し合いを実施し、地域農業の維持・発展につなげていくよう関係機関がワンチームとなって進めていきましょう。

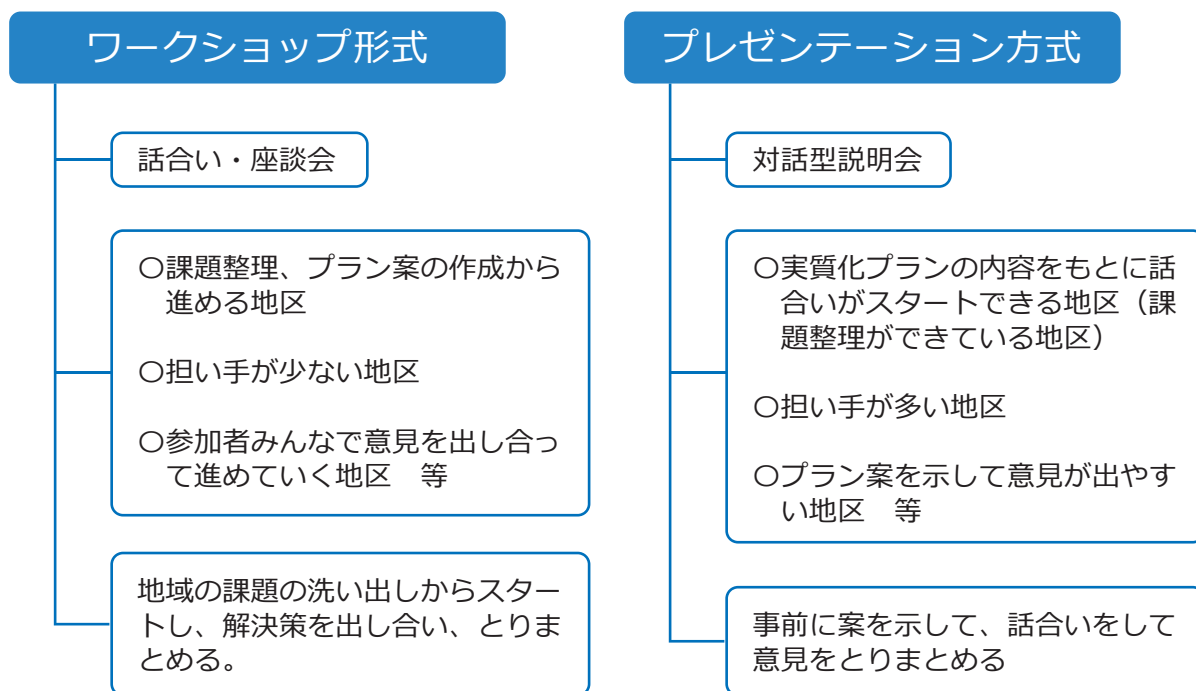
令和6年7月

宮城県農政部農業振興課

1. 地域の話合い（ワークショップ）の進め方

（1）地域の話合いの方法

地域に合った話合いの方法を検討しましょう！



(2) ワークショップの事前準備 ～事務局の準備～

	準備する事項	準備物や役割分担
事務局の準備	<p>1. 話合いの準備</p> <p>(1) 大テーマ設定（ワークショップ1回分のテーマ） 例)「地域農業の現状及び課題」</p> <p>(2) 中テーマ設定（目安30分で話し合うテーマ） 例) ①農地（集積・集約化）に関する現状と課題 ②地域で生産する作物・品目に関する現状と課題 ③担い手の確保に関する現状と課題</p> <p>(3) 模造紙やホワイトボードなどに大・中テーマを記入し、ブレインストーミングの内容を記録する準備を行う</p> <p>2. 現状地図の準備（実質化で作成した地図や農業委員会、土地改良区が作成した地図などを活用） ※実質化以降、地図を更新していない場合は、事前調査で最新版に更新しておくが良い。</p> <p>3. ワークショップの進行表（タイムテーブル） ※時間の目安を決めて進行管理すると良い。</p> <p>4. 資料</p> <p>①ワークショップの目的や話合いのテーマを記載した資料</p> <p>②地域計画の内容が分かる資料</p> <p>③参加者名簿</p> <p>5. 関係機関役割分担表</p> <p>6. 参考情報の収集（話合いに必要な情報の収集）</p>	<p>〈準備物〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 模造紙 ・ 付箋（大きめサイズ、複数色） ・ 付箋書き込み用マジックペン ・ 模造紙を貼る黒板、ホワイトボードなど ・ マジックペン又は蛍光のペン <p>〈現状地図〉</p> <p>グループで見える場合は、A1サイズ以上の地図をホワイトボードに貼ったり、モニターに映すなどすると良い。配布する際は、できれば、カラー印刷で。</p> <p>〈役割分担〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 司会進行 ・ ファシリテーター（司会進行と同じ可） ・ 記録係（貼り付けた付箋の整理） ・ 情報提供係（話合いの参考になる情報を提供）

(3) ワークショップ手順

	進め方及び必要事項	うまく進めるポイント
ワークショップの進行	<ol style="list-style-type: none"> その日のワークショップの目的を伝える 例：課題抽出のみか、解決策を出すのか、解決策を決めるのか等 ↓ 話合いの参加者、関係機関、傍聴者の紹介（傍聴者多数の場合は紹介を省略） ↓ タイムテーブル及びルールの説明 例) 各テーマ 30分で現状と課題について意見を出し、まとめてください。 ・付箋記入（3分） ・個人発表（1人2分）×6名（12分） ・質疑応答（1人2分）×6名（12分） 質問は1人から1人のみ 等 ・意見のまとめ（3分） ↓ 感想報告「ワークショップを終えて」 例) 参加者は、全員から一人一言、関係機関、傍聴者は数名から一人一言等。 	<ul style="list-style-type: none"> ワークショップの時間 1時間30分から長くても2時間程度。 参加者多数の場合は、グループごとに自己紹介 ファシリテーターが時間を伝える テーマごとに付箋の色を指定する 手本となる発表の仕方を事前に伝える 相手を否定するような意見や質問はしないようルールを伝える <p>★ムリ！ムダ！アマイ！を言わない</p> <p>話が広がりすぎるとまとまりがつかなくなるので、話合いのルールや時間を伝えておく。</p>
ワークショップ終了後のフォロー	<ol style="list-style-type: none"> 話合いの結果を共有 議事録や話合った内容を記した模造紙の写真などで共有する 関係機関のミーティング（参加者を除く） <ul style="list-style-type: none"> ワークショップの総括 次回ワークショップのテーマを整理 情報提供すべき内容の検討と役割分担 次回ワークショップの招集範囲検討 Q&A（質問・回答）の整理 	<p>ワークショップ終了後、関係機関で振り返りを行い、方向性をまとめることが大切。集まる時間が取れない場合は短時間のWEB会議でも。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村単位でQ&A一覧（必ずしも公開しない）を作成しておく、担当者が変更した場合や、ワークショップ中の質疑応答に対応しやすくなる。

(4) 実際に話し合いを進めてみよう

方法：①原案づくりメンバーを選定する。

②ワークショップを2回開催し、話し合いによる原案づくりを行う。

③3回目のワークショップで多くの参加者に案を示しながら意見を求める。

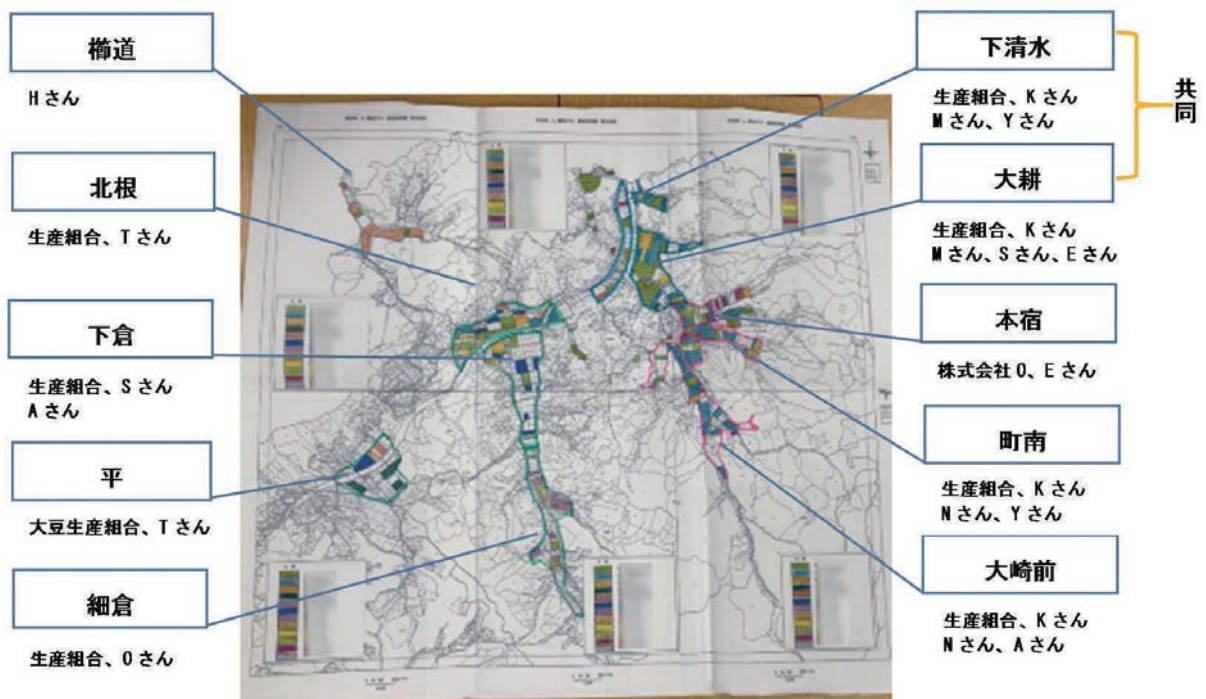
ワークショップ1回目「地域計画(案)の検討・作成」

1 回 目		
大テーマ 「地域農業の現状及び課題」 中テーマ ①「農地(集積・集約化)に関する現状と課題」 ②「地域で生産する作付作物・品目に関する現状と課題」 ③「担い手の確保に関する現状と課題」 ● 参加者 ▲ ファシリテーター ■ 記録係	座席の配置例 	参加者 3～6名程度

1回目のポイント【地図】

- ・農地に関する現状を把握するために、普段から担い手が呼んでいる地区・エリアの名称で現状地図を分けるとよい。
- ・分けの境界線は、農作業の動線や水源と水路が同じ農地等で囲っていくとよい。
- ・分けした後は、現在拠点を置いている担い手、現在耕作する担い手の情報を書き込むと、集約化のヒントとなり話し合いがしやすくなる。

※写真は、村田町菅生地区の現状地図



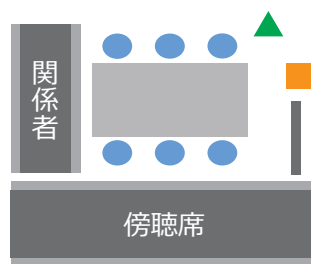
2 回 目

大テーマ 「地域における農業の将来の在り方」
中テーマ

- ①農地（集積・集約化）に関する現状と課題の解決策
- ②地域で生産する作付作物・品目に関する現状と課題の解決策
- ③担い手の確保に関する現状と課題の解決策

● 参加者 ▲ ファシリテーター ■ 記録係

座席の配置例



参加者
3～6名程度

2回目のポイント

- ・市町村が選定する少人数の担い手で地域全体の話し合いの土台となる原案を作成する。
→ワークショップ1回目と同じメンバー
- ・1回目よりも、傍聴人数を増やすことで、ワークショップ3回目の地域の参加者を多数呼び込むきっかけとなる。
- ・協議の場の公表「参考様式第5-1号」、地域計画「参考様式第5-2号」（農業経営基盤強化促進法の基本要綱）に書き込むことを意識しながら話し合いを進める。
- ・地図に担い手や地権者の意向を反映させる。

地域計画原案の完成

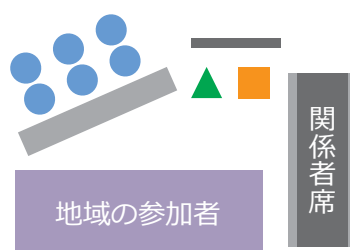
3 回 目

大テーマ 「地域計画原案の検討」
中テーマ

- ①地域計画原案の説明
- ②地域計画原案に対する質疑応答
- ③地域計画原案のアンケート

● 参加者 ▲ ファシリテーター ■ 記録係

地域計画の話し合い



参加者多数

3回目のポイント

- ・地域計画原案をもとに担い手、地権者、農業委員会など地域の参加者が多数参加し、「地域計画原案の検討」を行う。
- ・地域の参加者が多い場合は、質疑応答ではなく、5～6名程度のグループに分けて話し合い、「地域計画原案」の賛成反対や要望などをとりまとめる。
- ・ワークショップの最後に地域計画原案の賛成可否を問うアンケートの記入を行う。

協議の場の取りまとめ結果の公表（市町村ホームページ等）

(5) ファシリテーターの役割

ファシリテーターとは、会議やワークショップなどの集団活動がスムーズに進むように支援する行為（ファシリテーション）を、専門的に担当する役割です。

〈司会進行役と何が違うの？〉

司会進行役は段取りや次第通りに進める役割であり、ファシリテーターは、それらに加えて、会議やワークショップなどの参加者の意見を引き出し、結論に導く役割です。

〈ファシリテーターに必要なスキル1 意見を引き出すスキル〉

参加者の意見が抽象的もしくは曖昧なときには、**発言の意図を汲み取ったり**要約したりしてどの参加者の意見も平等に捉えられるように補助するスキルが必要です。

例えば、こんなやりとりが・・・

参加者 A さん「頼まれたらそのまま受けるしかない。農地が点在しているので、増えるだけ効率が悪い。」

ファシリテーター「Aさんの仰っている点は、農地の集積方法に課題があるということですね。つまり、地権者一人に対して、担い手は一人なので、地権者の所有農地が点在していれば、Aさんの耕作地は散在してしまい、結果、効率が悪くなるということですね。」

〈ファシリテーターに必要なスキル2 結論に導くスキル〉

同じような意見は、一つにまとめて、なるべく意見を少なくする。例えば、6人の話合いの場合は、意見を3つ程度に集約すると良いです。集約された意見が対立する場合は、対立している点は何なのかを見極めてください。

例えば、こんなやりとりが・・・

参加者 B さん「条件の悪い農地は、担い手の判断で断るべきだと思う。」

参加者 C さん「地域農業を維持していくためには、条件の悪い農地も含めて担い手が引き受け、農地を守ってやらなければならないと思う。」

Bさんの意見とCさんの意見は対立関係にあります。おそらく、ファシリテーターは、どちらかの意見に賛成する考えを持っていますが、ファシリテーターは対立する片方の意見を推してはいけません。対立関係にない他の意見と関連させて、選択肢を提供していきます。

ファシリテーター「米価下落、資材高騰で米生産による所得が減少しているということは、皆さん共通の課題認識でしたが、これにより経営が厳しい経営体は、Cさんの意見を実現することは難しいのかもしれませんが、つまり、Cさんの意見は「担い手側の経営状況に関わらず」ということでしょうか？」

参加者 C さん「経営状況によっては、条件の悪い農地を断ってもよいと思う。」

CさんがBさんに譲歩することになりましたが、Bさんに軍配を上げるような発言はせず、BさんとCさんを共存を可能にすることが大切です。

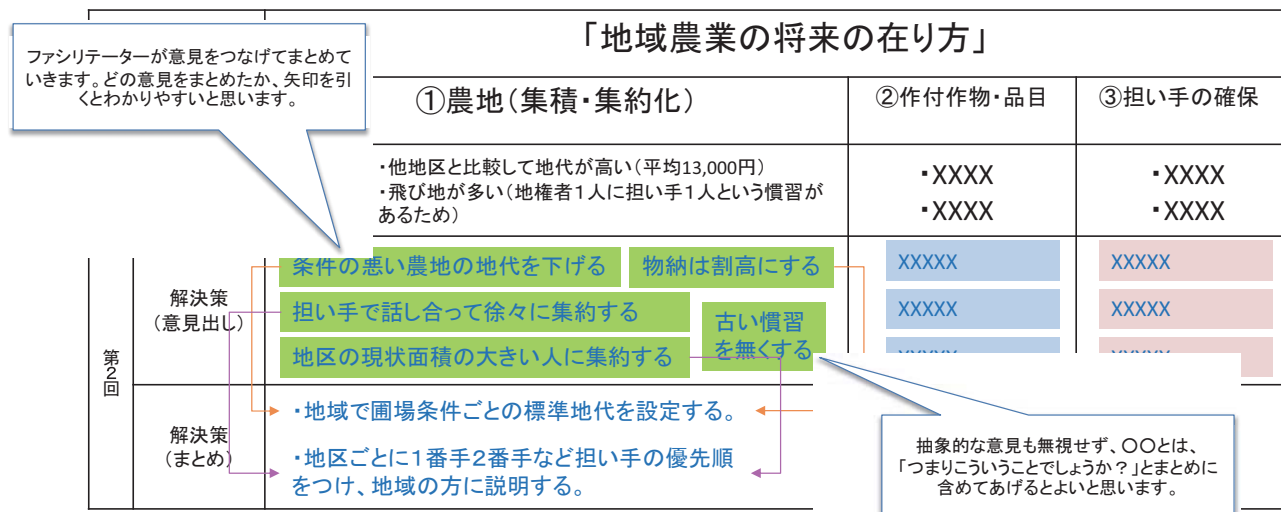
ファシリテーター「BさんとCさんの意見が出ましたが、経営体ごとにそれぞれの状況に応じていずれかを選択して良いと思います。その代わりに、経営体ごとに経営方針として、あらかじめ地域内で明示しておきましょう。」

(6) 意見のまとめ方 (各回の結果をとりまとめ、関係者で共有する)

例) ワークショップ2回目

大テーマ「地域農業の将来の在り方」

中テーマ「農地(集積・集約化)に関する現状と課題の解決策」



ポイント

- ・前回のテーマ(例: 地域農業の現状と課題)を貼付しておく、次の会に振り返りを容易に行うことができます。
- ・各回の内容をまとめ、共有しておく、1回目と2回目の話し合いの内容が重複せず(1回目の話し合いの内容に戻ったりせず)2回目のテーマに集中することができます。
- ・解決策を話し合う際は、“意見出し”から始めて、ファシリテーターが参加者の意見をとりまとめて終了するようにします。

(7) 話し合い結果のまとめと公表

農業経営基盤強化促進法の基本要綱参考様式第5-1にまとめ、関係者だけでなく地域住民にもアクセスしやすい方法で公表します。

参考様式第5-1号

〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

〇〇〇市町村長

市町村名 (市町村コード)	〇〇市 (12345)
地域名 (地域内農業集落名)	〇〇地区 (A集落、B集落、C集落……)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (第〇〇回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢〇歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:〇〇人(うち50歳以下〇人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)〇経営体、従業員等〇人

主な作物:水稲、大豆、トマト

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である〇〇について有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	〇〇 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	〇〇 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を〇年度までに実施する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地域内で農作業の効率化を図るため〇〇作業は〇〇事業体へ委託するとともに、それ以外の〇〇・〇〇・〇〇の作業並びに担い手が引き受けるまでの作業は、〇〇事業体に委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

②地域特産物の〇〇を対象に有機農業への切り替えを段階的に進めるため、〇〇地区において管理協定の締結を進める。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。

2. 地域の話合い(ワークショップ)の場設定～宮城県の事例から～

地域計画策定にあたっては、時間をかけて丁寧な議論を重ねて「幅広い参加者」によって合意形成を図る必要がありますが、地域計画策定は、令和7年3月と期限が示されていることから、効率的に進めていくことも大切です。例えば、「幅広い参加者」による議論の開始する前に、たたき台となる地域計画の原案を作成するとワークショップの回数を少なくしてまとめることができます。

地域計画策定にあたり、「幅広い参加者」を確保しようとするあまり、その話合いに参加する経営体の選定に苦慮し、その結果、参加者選定が進まず、話合いになかなか着手できない場合や、あるいは、選定された参加者の数が多過ぎるために効率的な話合いができず、「幅広い参加者」による実質的な議論になかなか移行できない場合もあります。

(1) 話合いを効率的に進めるために原案作成からスタートする

たたき台となる原案を準備し、「幅広い参加者」による議論を効率的に展開していくためには、一定の限られた参加者を選定し、参加者の議論を通じて、原案を準備することが望ましいと考えられます。そして、この原案策定を実現するためには、参加者の選定基準、選定手続、原案の位置付け、参加者の役割、原案作成手続などに関する取り決め(例えば実務要領)を作成するとスムーズに進みます。

このような原案作成は、「地域計画の策定に取り組む地区の工程表」の様式における「取組項目」の「①協議の場の設置に係る調整」の初期段階に位置付けます。

地域計画の策定に向けた工程表

都道府県	市町村名	市町村コード	整理番号	地域名	地域内農業集落名	取組項目	2022年度(令和4年度)		2023年度(令和5年度)		2024年度(令和6年度)				
							11月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
〇〇県	〇〇市		1	〇〇地区	〇〇	① 協議の場の設置に係る調整									
						② 出し手・受け手の意向把握									
						③ 協議の実施、取りまとめ									
						④ 目標地図の素案作成									
						⑤ 地域計画案の取りまとめ・策定									
						⑥ 地域計画案の取りまとめ・策定									
〇〇県	〇〇市		2	〇〇地区	〇〇・〇〇	① 協議の場の設置に係る調整									
						② 出し手・受け手の意向把握									
						③ 協議の実施、取りまとめ									
						④ 目標地図の素案作成									
						⑤ 地域計画案の取りまとめ・策定									
						⑥ 地域計画案の取りまとめ・策定									
〇〇県	〇〇市		2	〇〇地区	〇〇・〇〇・〇〇	① 協議の場の設置に係る調整									
						② 出し手・受け手の意向把握									
						③ 協議の実施、取りまとめ									
						④ 目標地図の素案作成									
						⑤ 地域計画案の取りまとめ・策定									
						⑥ 地域計画案の取りまとめ・策定									

- ※ 地域計画策定までの取組項目
- ① 協議の場の設置に係る調整
 - ② 出し手・受け手の意向把握
 - ③ 協議の実施、取りまとめ
 - ④ 目標地図の素案作成
 - ⑤ 地域計画案の取りまとめ・策定

計画	
実績	

参照：人・農地プランから地域計画へ：農林水産省
[\[→工程表の様式\]](#)

(2) 原案作成のルールを決める (原案作成のルール・参加者の選定)

誰を参集して良いか困った時はルールを決めると良い!

1) 参加者選定基準を設ける

〈原案作成メンバーになぜあの人を選ばれたのか…でトラブルを避けるために〉

一定の基準に該当する参加者(候補者)を抽出するための基準及び合計人数を設ける。

(例): 次の①又は②のいずれかに該当する者を参加者候補者として抽出する。

①「定性的基準」の全てに該当し、且つ、「定量的基準」のいずれかに該当する者

②「その他基準」に該当する者

【定性的基準(属性要件)】

- ・認定農業者
- ・主要農畜産物(●●、▲▲)の生産者

【定量的基準(事業規模要件)】

- ・耕作面積 上位●社
- ・年間売上 上位●社
- ・所属人数 上位●社
- ・事業継続年数●年以上 上位●社
- ・年齢●歳以下の農業経営者

【その他基準】

- ・●●協議会が指名する者●名

2) 参加者選定手続き

- ① 一定期限までに選定基準に基づいて事業者(参加者候補者)を機械的に抽出
- ② 一定期限までに該当者を招集
- ③ 一定期限までに事業概要の説明会を開催
原案作成の意義・位置づけを該当者に説明し、作成作業への参加を打診
- ④ 候補者の承諾を経て、参加者を確定。必要人数に達しない場合は、該当基準に照らして次の候補者に個別に説明及び打診
- ⑤ 原案作成担当者及び原案作成スケジュールと原案作成後の協議の在り方の公表

3) 原案の位置付け

あくまでも議論の本番は、「幅広い参加者」による議論であり、原案はあくまでも「幅広い参加者」による議論を実りあるものにするための資料となるもので、「幅広い参加者」による議論の結果、最終的な地域計画が原案と大きく異なるものとなる可能性があります。

このような原案の機能や可変性を明確にすることを通じて、原案検討会議の参加者の役割を明確化できるとともに、会議に参加しない関係者の理解(原案作成に参加していないことは地域計画策定の議論から排除されたことを意味しないという理解や、本番の議論において発言は可能であり原案に縛られるものではないという理解)の醸成を期待できるものと考えられます。

4) 参加者の責務 ～原案作成上の主要な要素の抽出と検討～

- ① 地域農業の課題（候補）の抽出、課題（候補）の優先順位の検討
- ② 抽出された課題（候補）に対する対策案（地域における農業の将来の在り方）の検討
- ③ 「農業上の利用が行われる農用地等の区域」の現状把握
 - ・「農用地等の区域」を「生産効率の高い圃場」と「生産効率の低い圃場」に分類
 - ・圃場整備の有無や土壌条件（石の有無・程度、水利の有無・程度、土地の形状等）の観点から生産効率の高低を判断
- ④ 「農業上の利用が行われる農用地等の区域」の集約案の検討
 - ・担い手ごとに農用地等を集約する案の検討
 - ・担い手にとって作業効率の高い集約案の検討（目標地図の原案の検討）
- ⑤ ①～④を踏まえた「農業の将来（10年後）の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項」案の検討
 - ア 農用地の集積、集約化の方針
 - イ 農地中間管理機構の活用方針
 - ウ 基盤整備事業への取組方針
 - エ 多様な経営体の確保・育成の取組方針
 - オ 農作業委託の活用方針 など

※参加者の役割を明確化する観点から、原案作成自体はあくまでも市町村の役割であり、参加者の役割ではないことを説明しておくことが望ましいと考えます。

5) 原案作成手続き

- ① 市町村から参加者への検討用資料の提供
- ② 原案検討会議の実施
 - ※実施回数、頻度を要検討
 - ※参加者以外の関係者による傍聴を自由とするかどうか要検討
- ③ 検討結果の確認
- ④ 市町村による原案の取りまとめと公表

(3) 原案作成のケーススタディ

1) 地区面積が大きく、担い手が多い地区の場合

《地区の分割》

- ・第1回地域計画原案検討会または、ワークショップ1回目
- ・第2回地域計画原案検討会または、ワークショップ2回目
- ・旧村単位の地区で参加者を選定し、地区合同で開催
- ・地域計画の話合い（ワークショップ3回目）は、地区ごとに地域関係者を招集し別々に実施する。

《第1回・第2回地域計画原案検討会議（または、ワークショップ1回目・2回目）の参加者選定基準例》

【定性的基準（属性要件）】

- ・ 認定農業者
- ・ 主要農畜産物（米、大豆、麦、きゅうり、キャベツ）の生産者

【定量的基準（事業規模要件）】

- ・ 作物属性ごとの耕作面積 上位の●事業者
- ・ 年齢60歳以下の農業経営者

【その他基準】

- ・ 現状で認定農業者ではないが、作付面積が大きい経営者の中から1名を選出

《選定結果》

地域計画原案検討会議参加者選定ルールによる参加者選定結果（例）

	A地区	B地区	C地区	D地区
米	2名	2名	2名	2名
大豆・麦	2名	2名	2名	2名
きゅうり、キャベツ	2名	2名	2名	2名
参加者合計	6名	6名	6名	6名

《期待できる効果》

- ・ 1組6名で話し合いがしやすい。
- ・ 耕作面積の上位事業者に限定しているため、話し合いの結果が具体的かつ戦略であり、まとめやすい。
- ・ 60歳以下に限定したため、10年後を視野に検討できる。

2) 農地のことを話合う既存組織があるケース（農地整備事業との連携し、土地改良区の協力を得て実施）

《地域計画原案検討会議の参加者選定基準》

【定性的基準（属性要件）】

- ・ 農地整備事業で位置付けられた担い手（認定農業者かつ中心経営体）
- ・ [農地整備事業推進員](#)

【定量的基準（事業規模要件）】

【その他基準】

- ・ [圃場整備推進協議会が指名する者6名](#)

《期待できる効果》

- ・ 農地整備事業の事務局と受益者が地域計画原案を作成に関わることで、情報を発信するものと受ける側が明確で、[地域内で情報のくい違いがおきにくくなる。](#)

- ・ 農地整備事業の計画と地域計画の内容が対立関係にならず、事業の目的、目指す地域の姿が明確になり、事業への理解が進む。

3) 農業協同組合の担い手部会や転作部会などがあるケース（農業協同組合の協力を得て実施）

《地域計画原案検討会議の参加者選定基準》

【定性的基準（属性要件）】

- ・ 認定農業者
- ・ 農業協同組合の部会役員

【定量的基準（事業規模要件）】

【その他基準】

- ・ 農協担い手部会が指名する者6名（例えば、若手の部会員、部会に所属する法人の従業員等）

《期待できる効果》

- ・ 特定の団体のメンバーを参加者として参集することで、参加者の選定から招集が容易である。
- ・ 参加者の役割を明記し、事前に原案作成の意義・位置づけを該当者に説明することで、特定の団体に関係する者の意向に偏った計画ではなく、地域全体を見渡して検討することができる。

3. 令和4年度将来ビジョン地区の事例検討（4地区のまとめ）

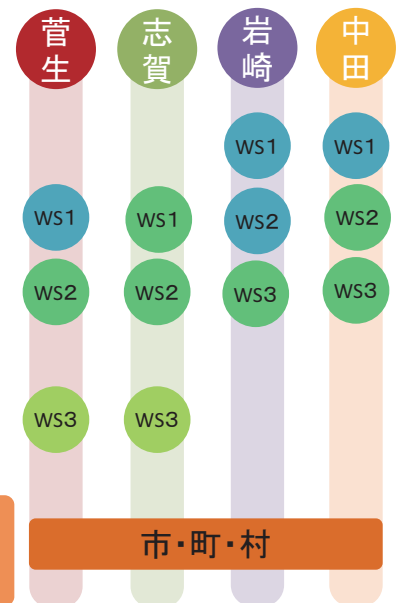
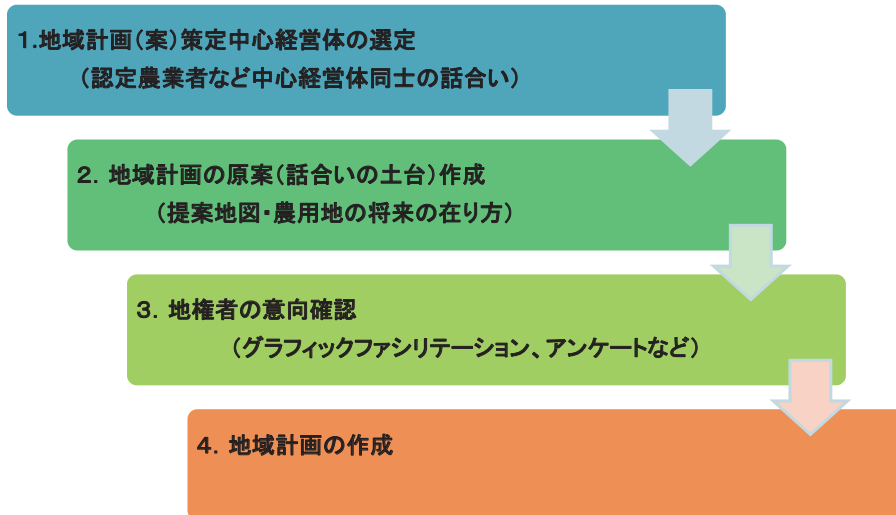
令和4年度、宮城県においては、地方振興事務所（地域事務所）が選定する「地域計画の策定（人・農地プランの法定化）と一体となって農地集積を推進する地区」7地区のうち、4地区を「令和4年度人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業」モデル地区（以下、将来ビジョン地区）に選定し、市町村、農業委員会、関係機関と連携して、地域計画策定に向けた地域の話合いを実施しました。

将来ビジョン地区

村田町	岩沼市	栗原市	登米市
菅生地区	志賀地区	津久毛地区 岩崎集落	中田地区

（1）4地区の地域計画ワークショップの流れ

令和4年度人・農地将来ビジョン確立・実現支援業務のワークショップのゴール設定



※WS(ワークショップ)

(2) 各地区のワークショップ構成

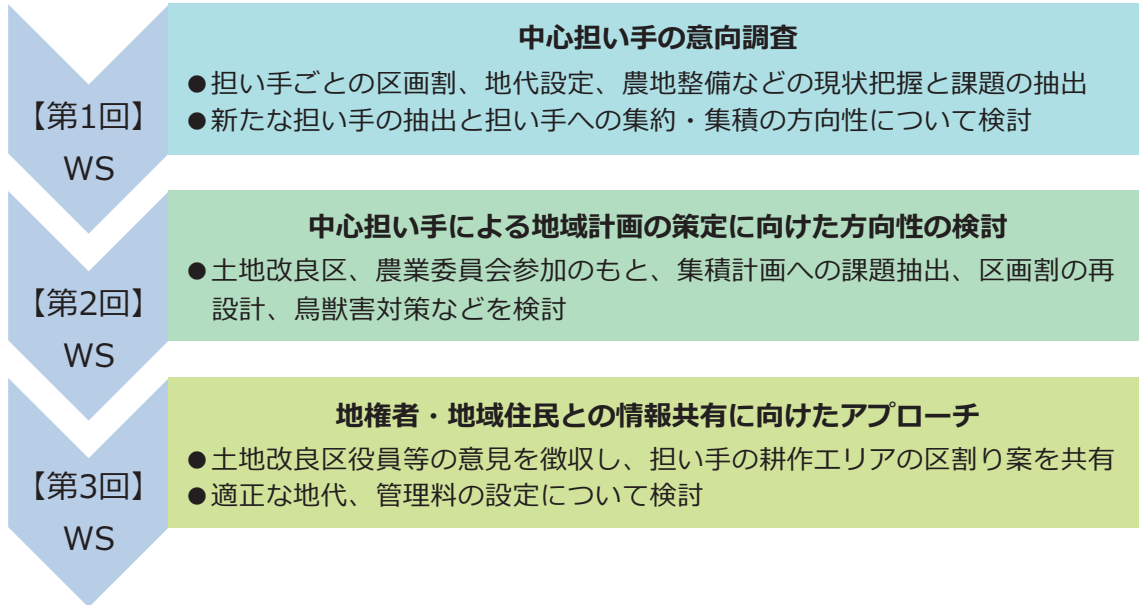


(3) 事例1 – 菅生地区（村田町）

① 菅生地区の概要

	市町村 () は実質化プラン数	地区面積	中心経営体の 農地集積率	中心経営体数
菅生地区	村田町 (4)	245.6ha	36.6%	16 経営体 [法人] 1 [任意組合] 2 [個人] 13
地区の課題	担い手が請け負える量（面積）の限界を感じている。 →担い手の受け入れ意向面積が地区の耕作面積の半分以下			

② 地域計画ワークショップの流れ



③ ワークショップの状況（写真）



④ 第1回ワークショップ

【地区課題】

担い手が請け負える量（面積）の限界を感じている。

→担い手の受け入れ意向面積が地区の耕作面積の半分以下

	中心的経営体（担い手）	現状面積	受入意向面積	将来目標
法人	A	現状面積 90.0ha	受け入れ 意向面積 103.9ha	地区の 耕作面積 245.6ha
任意組合	B			
任意組合	C			
個人	D			

【課題抽出】

担い手が請け負える量（面積）の限界を感じていることの根本的課題の抽出（3つの視点）

1. 営農する側の視点

耕作農地の点在化による負担

地代に管理費・水利費が賦課されているのか曖昧になり、担い手の負担となっている。

高収益作物を生産していないため、投資に対するリターンが見込めない。思い切った投資ができない。

〈対策1〉

担い手同士の話し合いにより、農地の集約化（区分け）を行う。

2. 環境の視点

条件の悪い農地に苦慮している

- ・ポンプで水を引いている。
- ・荒地にイノシシが現れるため、隣接している農地が被害に合う。

〈対策2〉

条件に見合った適正な地代を設定する。

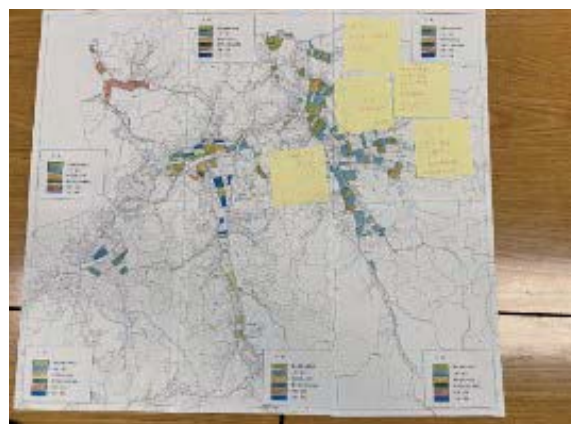
3. 労務提供者の視点

多面的機能支払交付金だけでは、農用地外の作業労賃が得られない。条件の悪い農地に苦慮している

- ・道路沿い法面の草刈りなど

〈対策3〉

耕作をやめるまたは、地代を無償化する。



⑤ 第2回ワークショップ

【対策1】 農地の集約化（区分け）

水を引いている場所、効率的な動線など、担い手の意見を反映して地図のゾーニングを行った。

【対策2】 地代の設定

ポンプで水を引いている農地やイノシシ被害など、条件の悪い農地の地代を再設定に向けた検討。3つの条件で地代設定案を作成した。

	条件 A	条件 B	条件 C
	・大耕、町、北根、下倉エリアなど ・比較的条件がよい農地	・上倉、櫛道エリアなど ・エリアに関わらず、物納米の生産農地を指定する場合	・本宿、栗田エリア ・土壌条件が悪い（石が多い、水を引けないなど）
地代	30kg/10a	30kg/20a	別途相談
管理料		草刈り 1時間あたり ○円 水管理 面積あたり ○円	

【対策3】条件の悪い農地については、耕作をやめるまたは、地代を無償化する等の対策も必要。

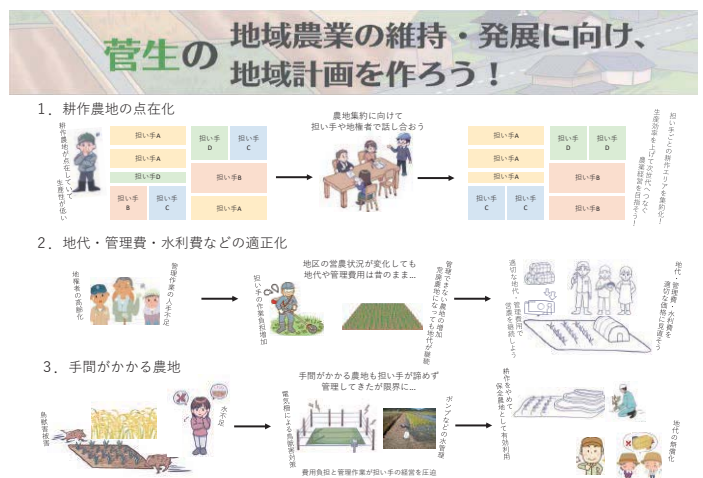
担い手から地権者へ直接伝えるのは難しい側面もあるため、コーディネーター役が代わりに伝えていくのが良いという意見が出された。



【グラフィックビジョンの作成・活用】

ワークショップで出された意見を地域計画の素案としてイラスト等を用いてグラフィックビジョンを作成した。

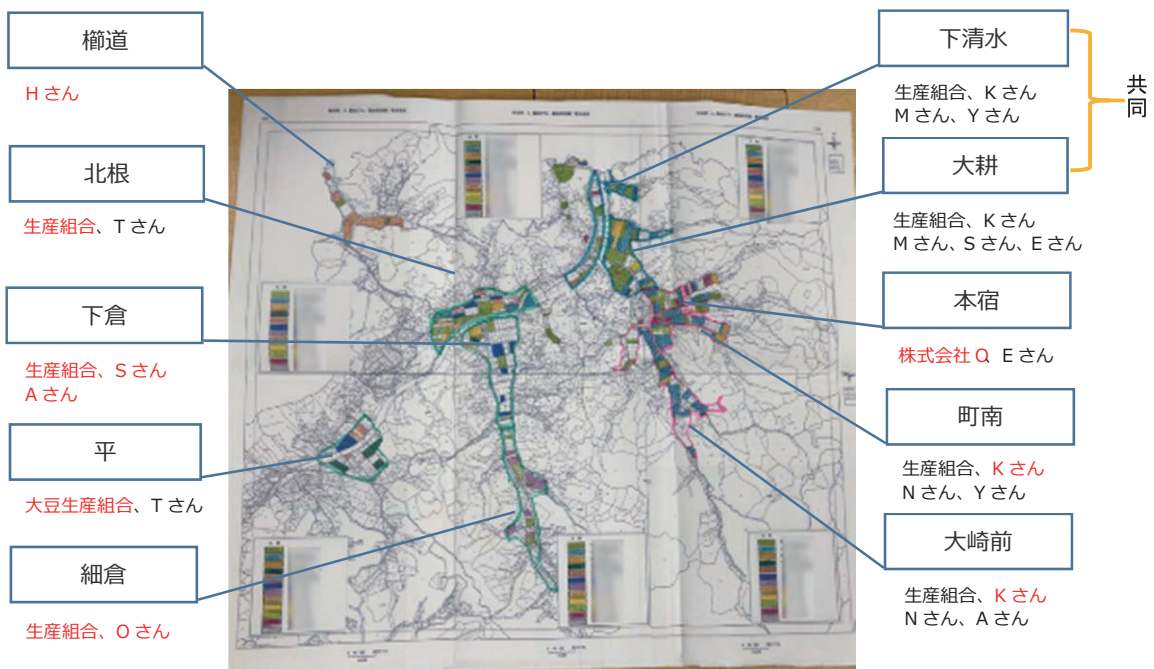
地域住民へ配布したり、地域の人が集まる会議等の資料として活用すると効果的である。



⑥ 第3回ワークショップ

【第2回ワークショップで分けを行った地図エリアの主たる担い手を選定する】

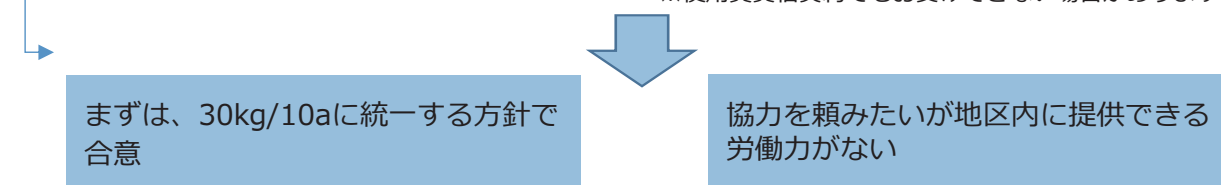
拠点（担い手の居住地） ②営農可能な面積 ③共同エリアの設定（担い手が複数いても良いエリア）」の3つの視点で担い手を選定した。（エリアごとに主となる担い手を赤字で記載。）



【適正な地代・管理料を設定する】

	条件A ・区画が大きい ・平地	条件B ・区画が狭い ・不整形地 ・米の生産農地を指定する場合（例：自分の田んぼの米を納めてほしい。）	条件C ・石が多い ・排水が悪い ・水害の影響を受けやすい ・農道が狭い ・隣接農地との高低差がある ・水源がなく水が引けない ・その他悪条件
主な対象エリア	大耕、町南、北根、下倉	細倉、櫛道等の一部	本宿・栗田等の一部
地代	30kg /10a	30kg/20a	地代なし、別途相談※
管理料	草刈り 1時間 1,200円	草刈り 1時間 1,200円	草刈り 1時間 1,200円

※使用賃貸借契約でもお受けできない場合があります。



将来的には条件に応じた地代

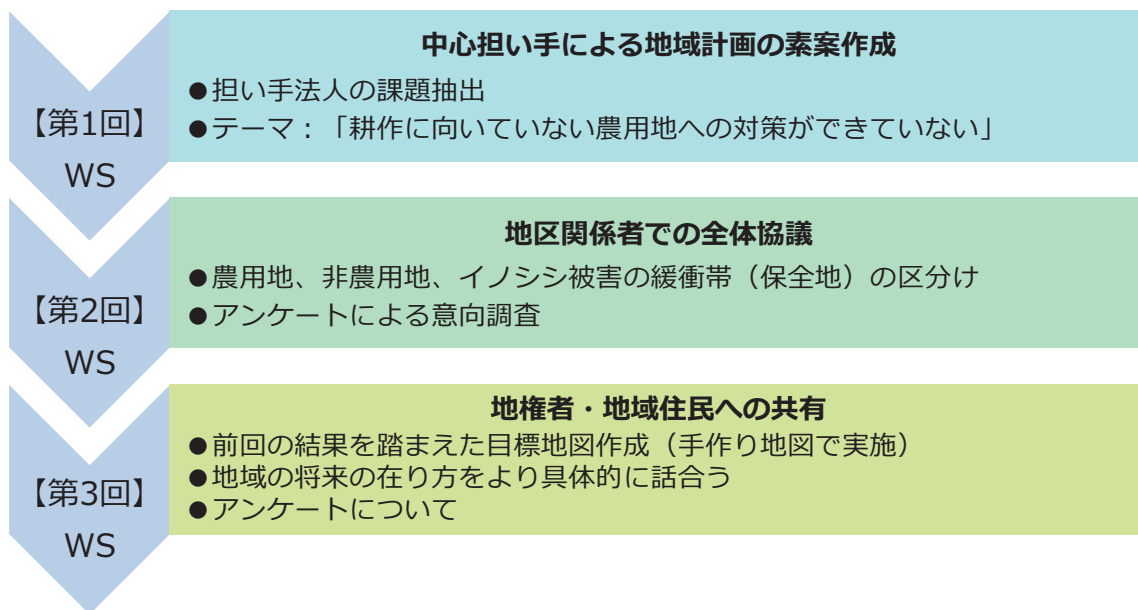
後継者などの人材確保
兼業農家等の協力

（４）事例２－志賀地区（岩沼市）

① 地区の概要

	市町村 () は実質化プラン数	地区面積	中心経営体の 農地集積率	中心経営体数
志賀地区	岩沼市 (20)	57.3ha	50.3%	16 経営体 [法人] 1 [任意組合] 0 [個人] 5
地区の課題	耕作に向いていない農用地への対策ができていない →保全農地や地域利用など将来ビジョンの設定と地権者との合意形成が必要			

② 地域計画ワークショップの流れ



③ ワークショップの状況（写真）



④ 第1回ワークショップ

【地区課題】

耕作に向いていない農用地への対策ができていない

→ 保全農地や地域利用など将来ビジョンの設計と地権者との合意形成が必要

耕作に向いている農用地

集約化完了

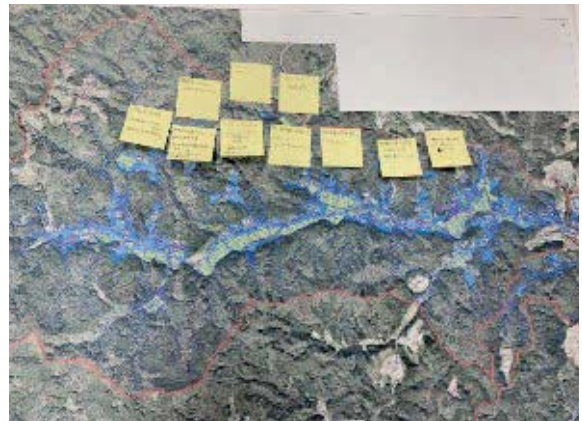
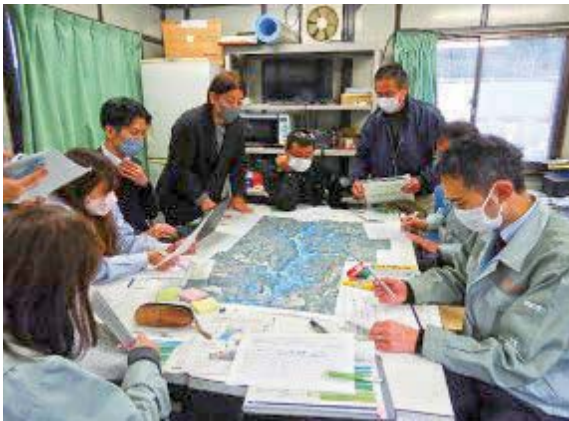
耕作に向いていない農用地

保全地へ？

【課題の抽出】

耕作に向いていない農用地への対策ができていないことの根本的課題の抽出
(3つの視点)

1. 農用地保全管理の視点	2. 地権者の視点	3. 担い手の視点
<p>イノシシが現れる荒地の隣接地などは保全すべきであるが、収入が立たないところに労力をかけられない。</p>	<p>条高齢等になり農地の管理ができず、荒地となっている。 非農地証明の手続きをしていない。</p> <p>・非農地証明の手続きは、無料。</p>	<p>傾斜地が多く、機械を入れることが困難であり、平地よりも、作業が大変である。</p> <p>中山間地域指定を受けられない。</p>
<p>〈対策1〉 遊休農地解消緊急対策事業を活用し、イノシシが農用地に入らないよう緩衝帯として保全地をつくる。</p>	<p>〈対策2〉 地権者の意向を確認し、非農地化する場合は手続きを市でサポートする。</p>	<p>〈対策3〉 条件に見合った適正な地代を設定する。</p>



⑤ 第2回ワークショップ

【現況地図をもとに農用地、非農用地、イノシシ被害の緩衝帯（保全地）の3つに地図を分け】

緑：農事組合法人、ピンク：個人（水田・畑）、青：その他

⇒ピンク部分を非農用地、保全地、個人の水田・畑に区別するため、地図上で1筆ずつ確認し、区分けを行なった。



【条件に見合った適正な地代の設定】

現況農地の状況を洗い出し、営農に向く農地、向かない農地の状況把握ができた。農地の状況、米価、資材高騰等様々な状況を踏まえ、地代の見直しの必要はないのか…という意見が出された。岩沼市から地代に関する情報提供を行い、担い手法人で検討し、方針を決定することとした。

【所有農地についての意向調査アンケート】

第2回ワークショップにおいて、参加者へ意向調査アンケートを配布。不参加の方へも配布し、回収・集計を進める。

⑥ 第3回ワークショップ

【グラフィックビジョン】

地域の話合いをもとに作成した地域計画の原案を、グラフィックビジョンとして作成した。地域住民配布したり、地域の人が集まる会議等の資料として活用すると効果的である。



【アンケート結果を地図へ反映】

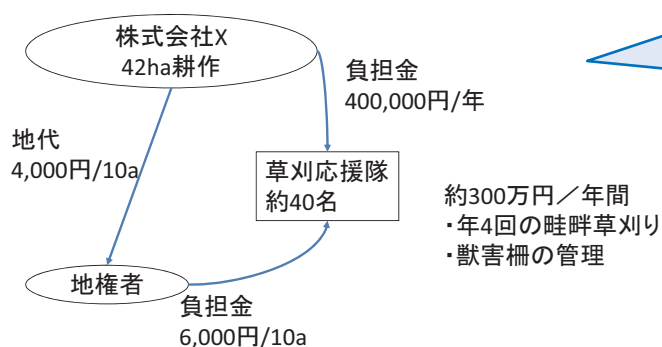
第2回ワークショップで配布したアンケートを農業委員会で集計し、地権者の意向を地図に反映した。



【条件に見合った適正な地代の設定検討】

他県の事例を基に、当地区内の適正な地代設定を検討した。

滋賀県の集落A（約100戸）



草刈り応援隊ができるまでは、「JA系統の人材派遣会社」、「シルバー人センター」「NPO法人」などに草刈りを委託。
平成16年 6,000円/10a
→令和 12,000円/10a
53haがワイヤーメッシュ柵囲いで8割の圃場の柵が獣に破られる状況。
その内5割を電気柵にしたため、管理を草刈応援隊に依頼した。

【地代設定に向けた課題と解決策】

<現状課題>

- ・ 農地条件により地代格差を設定しようと検討中。
- ・ 中山間エリアでは、規模拡大が難しいので地代を下げるしかない。
- ・ 面積が小さい農地は、地代が無償でも受入れが難しい。

<解決策>

- ・ 地権者の9割が農事組合法人の組合員であることから、法人で提案内容を取りまとめ、総会にかける。
- ・ 否決される可能性は有るが、複数回話し合いを重ね、落としどころを模索していく。
- ・ 地代は市が提供してくれた情報（面積要件等）を参考に決定していく。

【保全農地】

<現状課題>

- ・ 保管理をしている農地も高齢化が進むと、人がいなくなり、保全できなくなる可能性がある。
- ・ 農事組合法人で担っている農地も、管理は、個々で行っている農地も多く、高齢化が進む10年後は、畑の8～9割は荒廃農地になることが予想される。
- ・ 現在は管理できているが、鳥獣害被害等により、法人の農地に影響が及ぶ可能性もある。

<解決策>

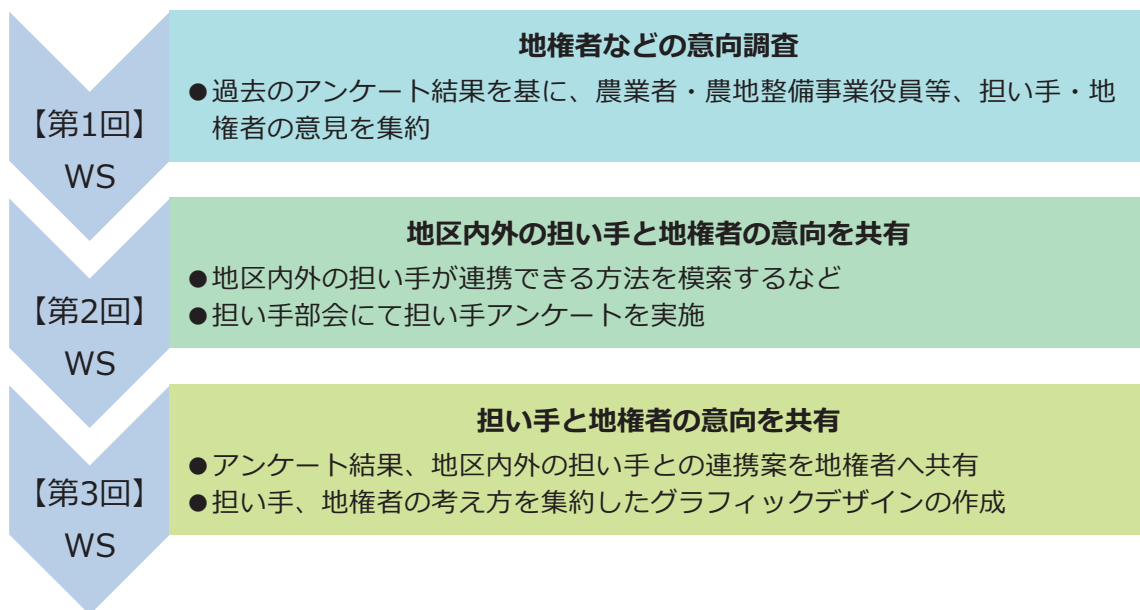
- ・ 保全農地の中でも、「継続する場所」、「継続できない場所」を選別していく。
- ・ 非農地化証明は、既に山林化している部分から手続きを始める。
- ・ 地区の中には、「棚田」エリアも存在する。指定棚田地域の指定の検討を進める。

(5) 事例3 – 津久毛地区岩崎集落 (栗原市)

① 地区の概要

	市町村 () は実質化プラン数	地区面積	中心経営体の 農地集積率	中心経営体数
津久毛地区 岩崎集落	栗原市 (10)	362.7 (44.7) ha	57.0 (39.4) %	17 (5) 経営体 [法人] 3 (1) [任意組合] 0 (0) [個人] 14 (4)
地区の課題	岩崎集落に中心経営体がないため、担い手を確保しなくてはならない →集落外の担い手が一部耕作しているが、集落外の担い手への集約に消極的な意見もある。			

② 地域計画ワークショップの流れ



③ ワークショップの状況



④ 第1回ワークショップ <参集者：地権者>

【地区課題】

岩崎集落に中心経営体がないため、担い手を確保しなくてはならない。

→集落外の担い手が集落内の農地の一部を耕作しているが、集落外の担い手への集約に消極的な意見もある。

→自分たちが元気なうちは、自己完結型の営農を望んでいながらも、将来に向けては不安を抱えている。



【集落内外の担い手との4つの連携案を示し、意見を伺った。】



【岩崎集落の農業者の主な意見】

- ・すでに区内では高齢化により労力は望めないため、必然的にAパターンが多くなるだろう。
- ・農地整備事業完了時に地区外の担い手へ農地を提供しても後悔はない。
- ・2ha以上耕作している農家が多いため、機械、設備は保有している。自身の労力がある限りは、農業所得+年金の生活を継続させたい。



⑤ 第2回ワークショップ <参集者：農地整備事業で位置付けられた担い手>

テーマごとに担い手の意向を確認した。

【農地整備事業に位置付けられた担い手の主な意見】

「農地整備事業完了時の岩崎集落における農地集積計画をどのように作成するのが良いか？」

- ・農地整備事業の担い手で話し合い、担い手ごとに色分けして、地図にして地権者へ提案する。
- ・岩崎集落に隣接した集落の担い手を中心に調整する。または、津久毛地区全体の担い手の中で、規模拡大意向の担い手で調整する。
- ・地権者1に対して必ずしも担い手1でなくても良い。農地が点在している場合など、地権者1に対して、複数の担い手でも良い。
- ・担い手は、農地整備地区外の条件の悪い農地も引き受けることが可能か検討する。（その場合の条件はあるか。）

「担い手から地権者（岩崎地区農業者）に対する提案および条件提示が必要か？」

- ・どのような条件提示が必要なのか。→地代、水利費負担、飯米など
- ・担い手へ農地を預ける際、農地以外の地権者の資産（機械や設備、資材など）があった場合の活用方法はあるか。例えば、リタイアする場合はJAで買い取る。一部作業が可能な場合は、地権者に任せる。

「農地整備事業完了前に引き継ぎが発生することも想定すべきか？」

- ・健康上の問題や機械の故障等により自己完結できなくなる可能性がある。できるだけ計画的に担い手へバトンタッチができるよう事前に相談してもらうよう土地改良区からも声かけを行う。

【その他の意見】

- ・岩崎地区集積に向けて、担い手間での具体的な話し合いは行われていないが、津久毛地区の担い手で全量引き受けていきたい。
- ・第1回ワークショップでは、37名の岩崎集落地権者に声をかけ、出席が8名と少なかったため、不参加者の中には、個人で営農を続けたい方もいるのではないかと推察される。

■ 津久毛地区農地集積集約計画

1 津久毛地区集積目標計画 受益面積：365.68ha

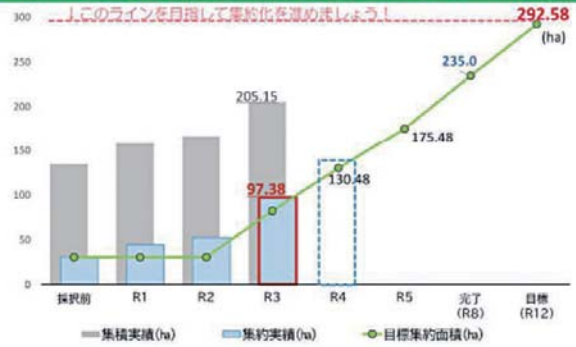
年度	担い手への集積面積	集積・集約化
令和5年	175.48ha	47.98%
令和8年(完了年)	235.00ha	64.26%
令和12年(目標年)	292.58ha	80.01%

※事業期間は予算等の都合により変わる場合もあります。
 ※毎年集積状況確認検査が行われ、年度計画の目標値を達成する必要がありますので、地域で合意形成を図りながら利用調整が喫緊の課題です。

2 津久毛地区担い手の引受可能面積について (R5.1意向調査結果より)

津久毛地区(全体)		岩崎地区
ほ場整備地区内	392ha	32ha
ほ場整備地区外	9.5ha	4ha

津久毛地区農地集積集約実績及び今後の計画



津久毛地区の担い手(14名、3法人)

【グラフィックビジョン】

ワークショップの話合い結果をもとにグラフィックビジョンを作成した。地域住民へ配布したり、農地整備事業関連の会議で活用していく。裏面には土地改良区が実施したアンケートを掲載して、農地整備事業の集積目標達成につなげる。



1. 高齢化による労働力の低下及び後継者不足



2. 地区外の担い手との連携



3. 持続可能な農業への取り組み

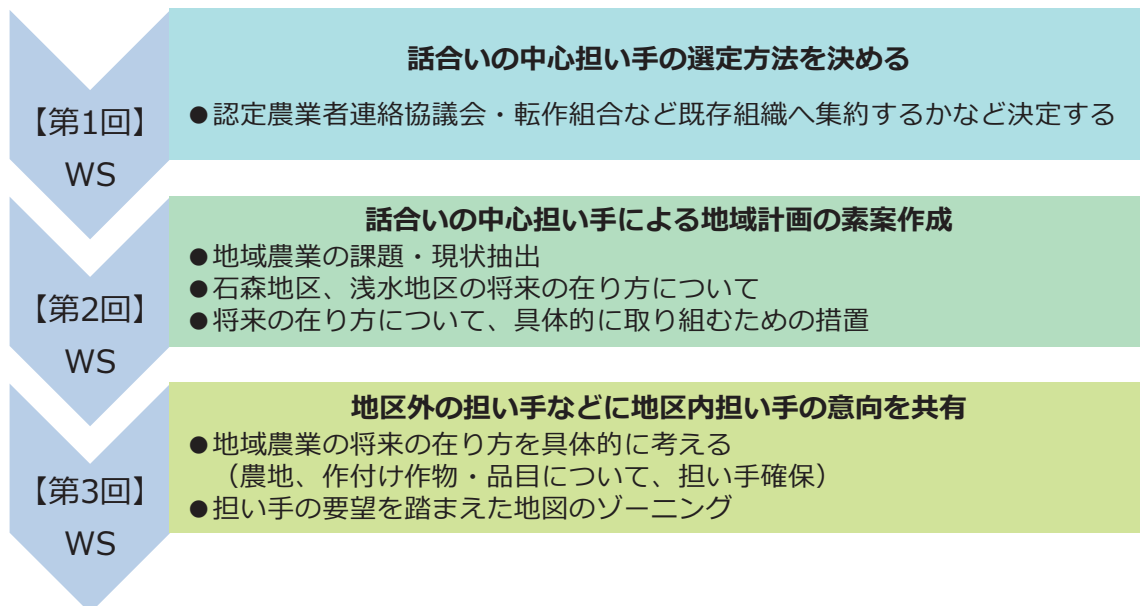


(6) 事例4 – 中田地区（登米市）

① 地区の概要

	市町村 () は実質化プラン数	地区面積	中心経営体の 農地集積率	中心経営体数
中田地区	登米市 (9)	3642.2ha	37.1%	243 経営体 [法人] 14 [任意組合] 0 [個人] 229
地区の課題	地区面積が広大であり、意見を集約することが困難である →短期間での集約が難しく、段階的に水平展開していくスキームの検討が必要			

② 地域計画ワークショップの流れ



③ ワークショップの状況（写真）



④ 第1回ワークショップ

【地区課題】

耕作に向いていない農用地への対策ができていない

→保全農地や地域利用など将来ビジョンの設計と地権者との合意形成が必要

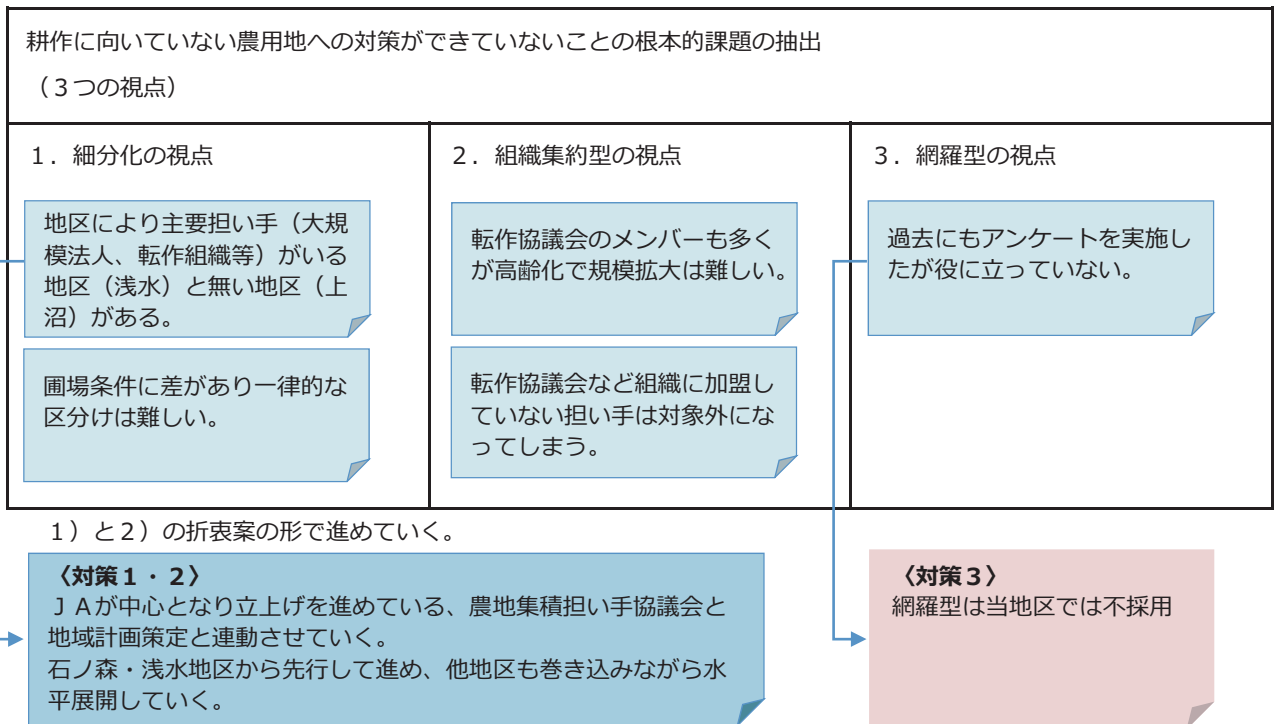
現在の中田地区

地区面積：3642.2ha
 農地集積率：37.1%
 中心経営体：243
 (法人：14、個人：229)

担い手側の意向集約方法の検討

1. 地区をさらに区分化し小地区で意見を集約する。 →細分化型
2. 既存の組織（協議会など）で意見を集約化する →組織集約型
3. 243経営体へアンケートを行い、多数決などで意見を集約する →網羅型

【課題抽出】



※ JAの農地集積担い手協議会では、JAが委託者と協議会（受託希望農家の任意組織）の間で、農地中間管理事業等による賃貸を調整することで、地域農地の集積・集約化を推進することを目的としている。



⑤ 第2回ワークショップ

石森、浅水地区の認定農業者が参加し、「地域農業の現状・課題」、「地区の在り方」、「課題解決策」の3テーマで話し合いを進めた。

【地域農業の現状・課題】

- ・石森地区

白地図に農地条件などを書き込み、ゾーニングを実施。



地域の課題や現状について意見出しを行った。

- ・農地条件が悪い土地（排水が悪い、水害被害、水源がない、圃場が遠い）
- ・飛び地が多い（農地が3枚以上集約されない）
- ・未整備圃場が多い
- ・地代が高く、統一されていない（中田地区は全国と比較しても約2倍）
- ・地代：15,000円～10,000円 / 10a（条件の悪いほ場は無償化して欲しい）

【石森地区の在り方について】

- ・農地集約（計画的な移譲）
- ・大規模で効率化
- ・行政を中心となり、担い手へ集約し、団地化を進める
- ・経営者、担い手の育成
- ・地代・水利費を見直さないと受けるのが難しい（行政サポートが必要）
- ・米・麦・大豆生産依存からの脱却
- ・行政、JA、生産者が連携し産地形成

【課題解決策】

- ・担い手の再選定
- ・地代の適正化
- ・圃場整備の地権者負担無償化
- ・農地集約化への助成金増額
- ・行政が営農
- ・JAで地区の地代を統一する



- ・複数経営体が共同出資、地区全体で
- ・大規模法人化
- ・座談会（話し合いの場）を増やす
- ・小規模水田への簡易な圃場整備

【地域農業の課題・現状抽出】

- ・浅水地区 白地図に農地条件などを書き込み、ゾーニングを実施。



地域の課題や現状について意見出しを行った。

- ・農地条件が悪い土地（排水が悪い、水害被害、農道が狭い、隣接圃場の高低差）
- ・未整備圃場地区の管理
- ・飛び地が多い（遠方地域の委託）
- ・鹿の被害
- ・地権者の意向が強く、交換できない
- ・地代設定が難しい

【石森地区の在り方について】

- ・生產品目ごとの団地化
- ・人材不足への対応（オペレーターなどの人材派遣制度）
- ・圃場の大区画化
- ・機械の共同利用
- ・特産品、有料品目（転作）の導入
- ・耕作農地交換推進（JAが窓口対応）
- ・スマート農業

【課題解決策】

- ・農地利用改善組合（仮名称）などを立ち上げ、農地の集積・集約の調整
- ・高等学校と連携して若手人材育成



- ・話し合いの場をつくる

⑥ 第3回ワークショップ

【地域農業の将来の在り方をより具体的に考える（3テーマ）】

(1) 農地（集積・集約化の方針と手段）について

- ・基本方針は？（農地中間管理機構の活用、基盤整備事業の活用など）
- ・基本方針に取り組む際の課題を一つ挙げてください。
課題を解決しながらも推進していくために誰が何をすべきかをお考えください。

(2) 作付け作物・品目について（地域でこれまで何が作られ、これから何を作るか）

- ・背景や根拠を添えてご説明ください。
- ・販路や調整出荷場の確保など具体的な取り組みに関するアイディアも出してください。

(3) 担い手の確保（人材確保・育成のしくみの検討）について

- ・事業承継、雇用の二つの視点で“しくみ”についてお考えください。発言は片方の視点でも構いません。
- ・誰が“しくみ”を構築し、誰が運用すべきかお考えください。
- ・ワークショップ進行表を作成し、市職員、普及指導員がサブファシリテーターとして各チーム進行役を担当。

令和5年2月23日

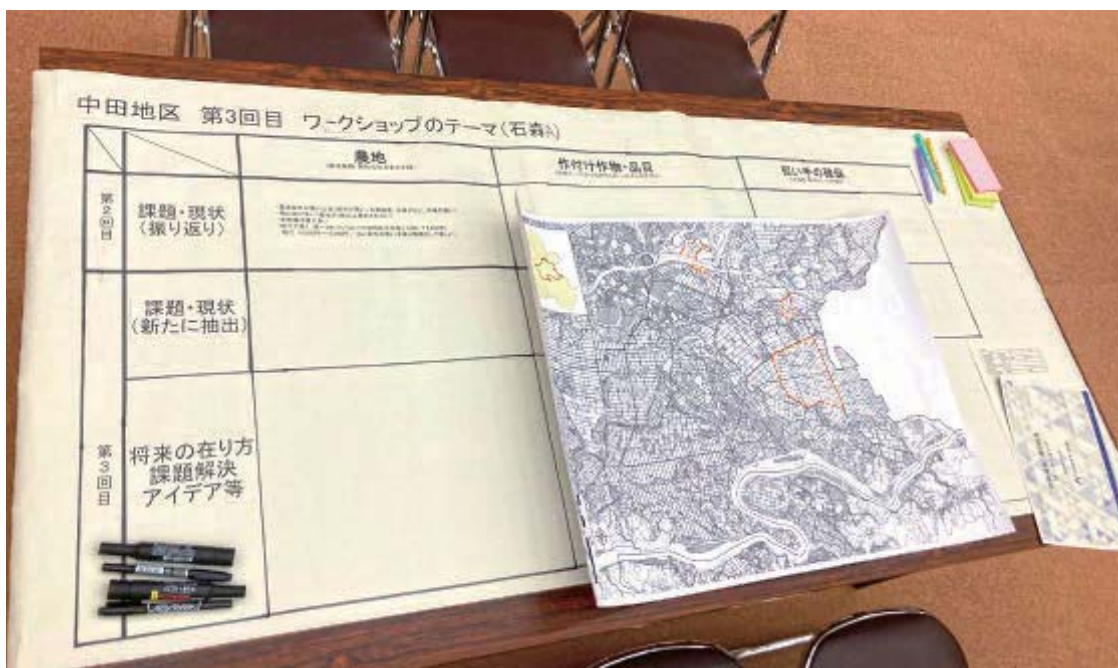
第3回 登米市中田地区（石森、浅水） ワークショップの進行について

進行表

時間	プログラム	担当および時間割り当て&進め方
18:30～	開会の挨拶	宮城県農業振興課
18:35～	○第2回までの振り返り ○協議の場の公表レポートイメージについて ※参加者の意見・感想を求める	外部専門家 A
18:45～19:45	○ワークショップ 0. 自己紹介 ※新メンバーのみ？ 1. 地域農業の将来の在り方をより具体的に考える （1）農地（集積・集約化の方針と手段）について ・基本方針は？（農地中間管理機構の活用、基盤整備事業の活用など） ・基本方針に取り組む際の課題を一つ挙げてください。課題を解決しながらも推進していくために誰が何をすべきかをお考えください。 （2）作付け作物・品目（地域でこれまで何が作られ、これから何を作る）について ・背景や根拠を添えてご説明ください。 ・販路や調整出荷場の確保など具体的な取り組みに関するアイディアも出してください。 （3）担い手の確保（人材確保・育成のしくみの検討）について ・事業承継、雇用の二つの視点で“しくみ”についてお考えください。 発言は片方の視点でも構いません。 ・誰が“しくみ”を構築し、誰が運用すべきかお考えください。 休憩	全体進行 講師 サブファシリテーター石森 普及セ A 普及セ B 普及セ C 普及セ D 普及セ E 書記（WB整理）石森 登米市 A 農業委員会 A 書記（WB整理）浅水 登米市 B 農業委員会 B 補助・記録 外部専門家 B 各テーマ(25分間) ・付箋記入 5分（参加者） ・発表 10分（参加者） ・優先事項の選定 5分（参加者+サブ） ・まとめ報告 5分（サブファシリテーター） ※付箋はテーマごとに色を指定します。 （各テーブルの人数が少ないので、各テーマの時間を短縮できるのではないかと思います）

19:50～	2. エリアのゾーニング エリア A：10年後も使える農地 エリア B：改善すれば有効に使える農地 エリア C：悪条件の農地	※蛍光ペンの色は下記の通り A：緑色 B：紫色 C：オレンジ色 ※ゾーニング完了後ホワイトボード裏に地図を貼り全体へ説明する（サブファシリテーター）
20:10～	悪条件の農地の要因を下記の項目から選び、付箋に記入し地図に張る。 悪条件のキーワード ・排水が悪い ・害の影響を受けやすい ・農道が狭い ・隣接農地との高低差がある ・水源がなく水が引けない ・その他悪条件	参加者全員
20:15～	本日の感想 一言 ワークショップのまとめ	外部専門家 A
20:20～	連絡事項	
20:25～	閉会の挨拶 or 総評？	宮城県農業振興課

- ・テーマごとに課題と解決策の意見出しができるよう、ワークショップ用シートを作成。
4グループに分け、付箋に意見を書き出し、地区の現状と今後についてディスカッションと全体での発表を行った。



石森 A

石森 B



浅水 A

浅水 B



【農地（集積・集約化の方針と手段）について】

<p style="text-align: center;">【石森 A】</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ①地権者が亡くなる前に農地相続を行い集約 ②農地条件が悪い <p><解決策></p> <ul style="list-style-type: none"> ①法的にルール化して農地を守る ②圃場整備で排水など条件整備 水が引けない地域をMAPにする（見える化） 	<p style="text-align: center;">【石森 B】</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ①農地条件が悪い（排水整備や飛び地） ②地代が統一されていない <p><解決策></p> <ul style="list-style-type: none"> ①圃場整備で排水対策、整備後に集約化 ②地代を統一してから農地交換を進めていく 関係機関との連携
<p style="text-align: center;">【浅水 A】</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ①排水が悪い ②地代が過去の算出方法のまま見直しがされていないため、地代の設定が難しい <p><解決策></p> <ul style="list-style-type: none"> ①圃場整備事業の活用 関係機関との連携 ②地代算出方法を検討し、算出根拠を明確にする 	<p style="text-align: center;">【浅水 B】</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ①団地化 ②農地条件が悪い（排水の問題） ③地代が昔の単価のまま変わっていない <p><解決策></p> <ul style="list-style-type: none"> ①圃場整備事業の活用 ②圃場整備を実施し、高低差のある圃場の均平化 ③農産物ごとに適正な地代設定

【作付け作物・品目について（地域でこれまで何が作られ、これから何を作るのか）】

<p style="text-align: center;">【石森 A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニラ、馬鈴薯、麦、大豆、とうもろこし（子実コーン）、れんこん、せり <p>⇒機械化できる品目の選定 消費者・市場ニーズを把握し、生産作物の検討 消費者意識の醸成に向けた食育などの実施</p>	<p style="text-align: center;">【石森 B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米、麦、大豆、WCS、かぼちゃ、そら豆 <p>⇒圃場整備で条件が改善される前提で野菜も考えたが、設備投資と労働力確保が必要 ブロックローテーションや輪作を検討</p>
<p style="text-align: center;">【浅水 A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米、麦、大豆、WCS、馬鈴薯、きゅうり、キャベツ、牧草 <p>⇒米、麦、大豆が土地に適している。 米と同様の機械で対応できる麦を中心に、地域で産地化し付加価値の向上 馬鈴薯、牧草の輪作</p>	<p style="text-align: center;">【浅水 B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米、麦、大豆、きゅうり、ほうれん草、馬鈴薯、玉ねぎ、菊、キャベツ、スイートコーン、さといも <p>⇒多様な品種を作付けしているが、土質も悪く、排水に問題がある。 作物ごとに団地化し、排水対策を実施 大規模法人は各自、排水整備を実施していく 耐水性の強いさといも栽培 JA中心に地域一体となり子実コーンなどの栽培</p>

【担い手確保（人材確保・育成のしくみの検討）について】

<p style="text-align: center;">【石森 A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・儲かる農業、カッコいい農業のイメージを発信し業界のイメージを変えていく ・若い人材の育成（マニュアル整備） ・専門学校で優秀な人材を育成し、就農支援として機械の貸出し、農地提供など、担い手の育成を進めていく 	<p style="text-align: center;">【石森 B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者や新規就農者が参入しやすい環境構築 ・資格取得補助 ・SNSで情報発信し、人材の呼び込み
<p style="text-align: center;">【浅水 A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非農家出身の方が農業に興味を持てるよう、機械の貸出し、空き家活用 ・農家ツアー、観光農園で農業を体験し、身近に感じてもらう施策 ・食育活動 	<p style="text-align: center;">【浅水 B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業大学校からの学生の受け皿（会社）準備 ・シルバー人材など限定作業者に合わせた作業体系の確立 ・若い担い手へ手厚い支援策（給与体系） ・安心して働ける職場づくりに向けたマニュアル整備 ・他の経営者とゆいっこ（地域一体での協力体制）

【エリアのゾーニング】

エリアA：10年後も使える農地

エリアB：改善すれば有効に使える農地

エリアC：悪条件の農地

悪条件の要因

- ・排水が悪い
- ・水害の影響を受けやすい
- ・農道が狭い
- ・隣接農地との高低差がある
- ・水源が無く水が引けない
- ・その他悪条件

悪条件の農地については要因を以下の項目から選んで付箋に記入し地図に貼っていく

石森 A



石森 B



浅水 A



浅水 B



4. 令和5年度地域計画策定推進モデル地区の事例検討(3地区のまとめ)

令和5年度、宮城県では、市町村で進める地域計画策定に向けた話し合いを推進するために、地域計画策定推進モデル地区（以下、モデル地区）を設定しました。

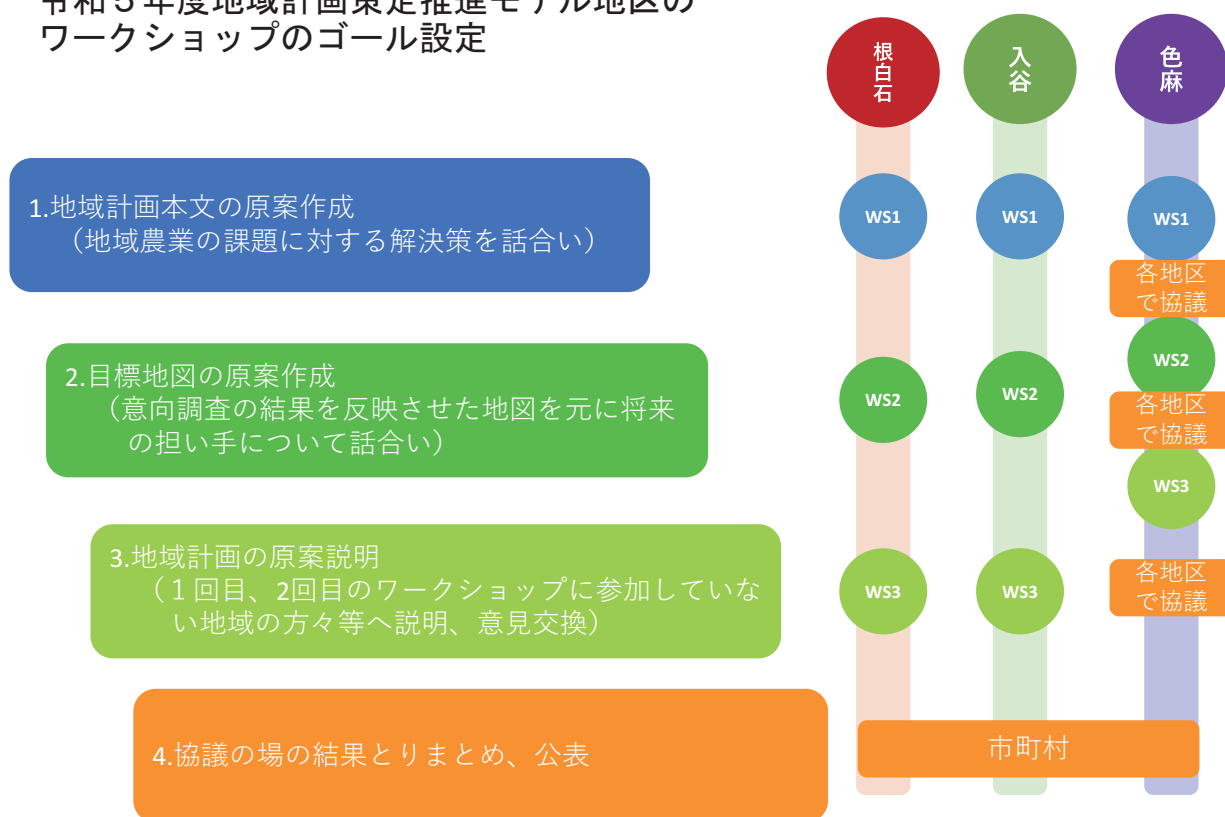
モデル地区では、3回のワークショップの開催等を通じて地域の合意形成を図り、協議の場の公表を目的に市町村、農業委員会、関係機関と連携して地域の話し合いを実施しました。

モデル地区

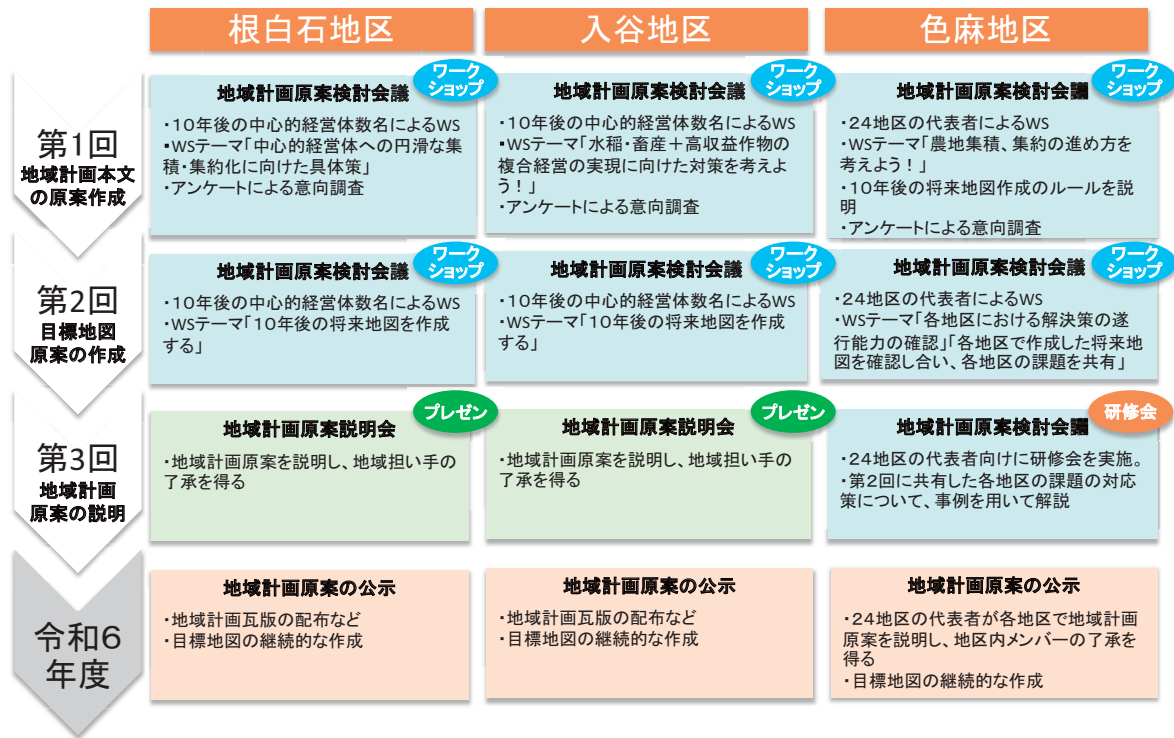
仙台市	南三陸町	色麻町
根白石地区	入谷地区	色麻地区

(1) 3地区の地域計画ワークショップの流れ

令和5年度地域計画策定推進モデル地区のワークショップのゴール設定



(2) 3地区のワークショップ等の構成



(3) 目標地図の作成方法（3地区に共通の手法として提示）

- 各モデル地区では、ワークショップの進捗に応じて下記の手順に従って実施。

【手順1】 話し合いを行うエリアの境界線を引き、地図上のどの範囲について参加者で検討するか明確にします。

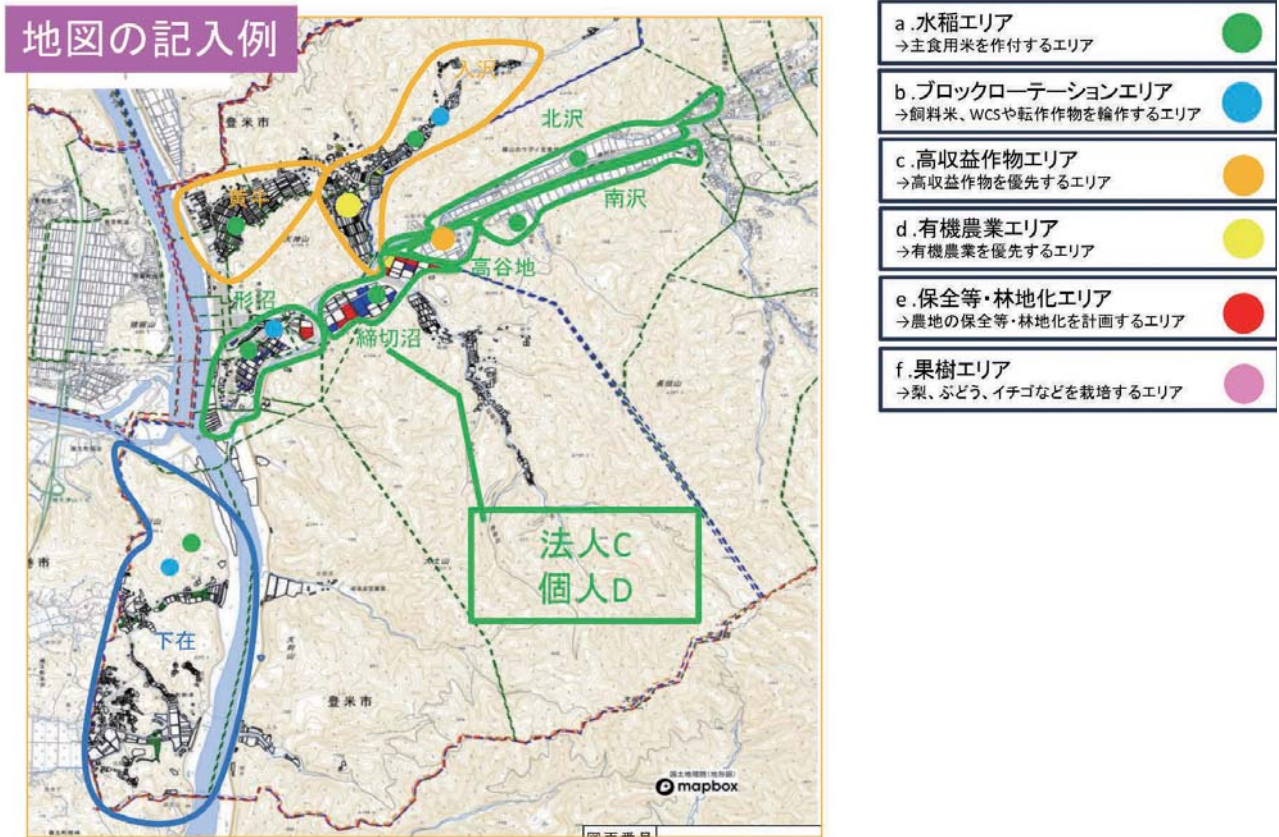
- 水路、動線、現耕作者の情報、関連農業施設の場所などを踏まえ、話し合いのしやすい範囲を決め、境界線を引きます。

【手順2】 話し合った結果について、水性マジック（下記の色指定）で、耕作者の状況に合わせて農地エリアを囲みます。

- 話し合った結果、農地エリア内の耕作者が1～3名に絞り込めた場合は、「A. 耕作者指定エリア」として、農地エリアを設定し、耕作者の名前（組織名称）を記入（指定）します。

A. 耕作者指定エリア	・・・ 10年後の耕作者を指定できるエリア (例：1～3名の耕作者に絞り込む)
B. 耕作者未指定エリア	・・・ 10年後、複数の耕作者で耕作する予定のエリア (例：4～7名の耕作候補者に絞りこむ)
C. 条件設定エリア	・・・ 条件不利の農地について、地代の見直しや、農地整備を行うなどの条件変更を行わないと耕作できないエリア
D. 非耕作エリア	・・・ 10年後耕作しない又は耕作できないエリア

[手順3] 農地エリア内の耕作種別に応じて属性 a ~ f のカラーシールを貼り付けます。



(4) 事例1 – 根白石地区 (仙台市)

①地区の概要

	市町村 () は実質化プラン数	地区面積	人・農地プランの 中心経営体数	ワークショップ に参集した 中心経営体数
根白石地区	仙台市 (12)	1,142.6ha	27 経営体	27 経営体
地区の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、西田中地域、朴沢地域で多く、新たな農地の引き受け手が必要。ただし、条件不利農地は受け手とのマッチングに至っていない。 ・ 山間地の条件の悪い農地は担い手が所有する大型機械では畦畔が崩れるため耕作できず、地域内の農地は区画が狭く高低差があるため、担い手の規模拡大に限界がある。 ・ 担い手の農地がまとまっていない。 ・ 掘り払い等用排水路の保全は地権者も参加するようにしているが、高齢化により参加者が少なくなっている。 ・ 米だけでは収益が上がらない一方で、高齢化や労働力の面から園芸作物の取組は難しい。 ・ 泉ヶ岳や住宅地近郊の立地条件を活かした取組が必要。 			

② 地区の特徴とワークショップにおけるポイント

【地区の特徴】

都市部に近い立地ながらも、担い手のいるほ場整備済の地区と耕作条件の悪い担い手のいない山間部を抱えており、今後地域としてどのように農地の集積・集約を実施し、営農を継続していくか話し合いが必要。

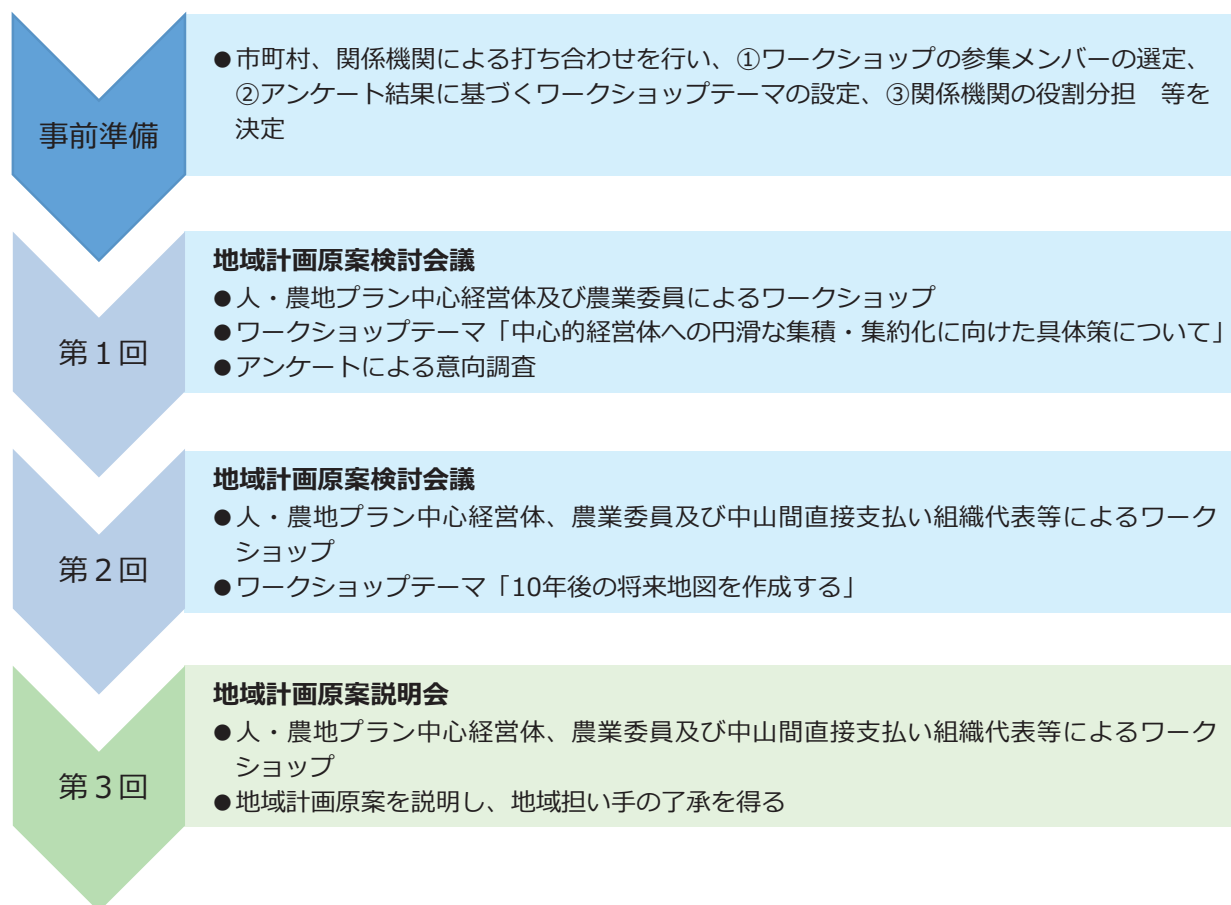
【ワークショップのテーマ設定背景】

意向調査結果より、小規模経営体のリタイヤ意向と法人等担い手の現状維持意向が分かり、「担い手が効率的に経営をするためにはどのようなことが考えられるか」という視点で、「中心的経営体への円滑な集積・集約化に向けた具体策」とテーマを設定。

【ポイント】

- 1) 人・農地プランの中心経営体を参集。
- 2) 地区を3つの班に分けて、ワークショップを実施。
- 3) 意向調査の結果、規模縮小、リタイヤ希望者のほ場を中心に目標地図原案の話し合いを実施。
- 4) 目標地図原案の話し合いにおいて、市職員、農業委員が地図のエリアを区切って話し合いを進行したことで地図の検討を効率化。

③ 地域計画作成に向けた協議の進行



④ 第1回ワークショップ（地域計画本文の原案作成）

日 時：令和6年1月11日（木）10：00～12：30

場 所：JA仙台根白石支店会議室

参加者：地域の農業者12名、農業委員・農地利用最適化推進員5名

- ・事前に整理した地区の課題から「中心的経営体への円滑な集積・集約化に向けた具体策」について、行政区単位で3班に分かれて話し合いを行った。
- ・各班の代表者が話し合いの結果を発表し、参加した担い手や関係機関による投票を行い、解決策に対する関心度や信頼度を確認した。

【ワークショップの様子】



【話し合いの結果】

中心的経営体への円滑な集積・集約化に向けた具体策			
		各班でまとめた解決策	投票結果
1班	A	未整備地が多いので、ほ場整備事業を要望するとともに地域の意見をまとめて多面的機能交付金などの補助事業を活用し水路や防護柵、トイレなどの緊急課題を解決する！	14票 (担い手8、関係機関6)
	B	地域の核となる法人・組織の立ち上げを進め機械の効率的利用や農地の集積・集約を進める。冬場の仕事を作る。	8票 (担い手4、関係機関4)
	C	新しい栽培技術や高収益作物を導入して地域のブランド作物やブランド米を作るとともに販売場所も作ることで農家の収益を向上させる！	6票 (担い手5、関係機関1)
2班	A	用排水路の整備、農地の集約化、スマート農業の実現のために再整備に向けた協議会を立ち上げる。	13票 (担い手10、関係機関3)
	B	新たな園芸作物の生産、直売所を設置して販売し所得を確保する。	5票 (担い手3、関係機関2)
	C	農家以外の地域内の人達に登録してもらい、忙しい時等にお手伝いしてもらう仕組みを作る！	11票 (担い手5、関係機関6)
3班	A	仙台市中心部に近い利便性を生かし、直売所・マルシェを作り収益力を上げる。	10票 (担い手6、関係機関4)
	B	農地や農機の購入と売却の双方の情報を共有できる仕組みを作り、低コストで調達する。	6票 (担い手0、関係機関6)
	C	農地以外の道路、河川の草刈り負担についての対策を協議する組織を作り、改善交渉をする！	11票 (担い手10、関係機関1)

地域計画原案検討会議（ワークショップ）令和6年1月11日（木）

〈地域農業の現状から予測する10年後の課題〉
中心的経営体への円滑な集積・集約化に向けた具体策

根拠地区①班	ワークショップ参加者名	解決策	投票
A		未整備地が多いので、付帯整備事業を要望することにより、地域の意見を基に多面的機能や付帯などの補助事業を活用し、水害等の防災対策にたいしての集積・集約化を解決する！	●●●●●
B		地域の核となる法人組織の立ち上げを促し、機械の効率的利用や農地の集積・集約を進め、 全員の仕事を増やす！	●●●●●
C		新しい栽培技術や高収益作物を導入して、地域のブランド作物やブランド米をつくることに、 販路場所をつくることで、農家の収益を向上させる！	●●●●●



⑤ 第2回ワークショップ（目標地図原案の作成）

日 時：令和6年1月18日（木）9：30～12：00

場 所：JA仙台根白石支店会議室

参加者：地域の農業者21名、農業委員・農地利用最適化推進員5名

- ・第1回ワークショップの振り返りとアンケートの集計結果を報告した。
- ・その後、前回と同様に3班に分かれて目標地図の作成を実施、耕作地域が他の範囲にまたがる場合は、班を移動して作成を行った。

【ワークショップの様子】



【アンケート集計結果】

☆地域計画第1回目のアンケート（仙台市根白石地区）

1	農用地の集積、集約化をどのように進めるべきでしょうか？（単一回答）	A. 農地中間管理機構を活用して農地を集積し、分散農地をまとめて中心的担い手へ集約する。	9
		B. 地域計画の将来地図に基づいて、中心的担い手と地権者で協議し、集積及び集約化を進める。	7
		C. 離農者（地権者）が、受け手となる担い手を指名し相対交渉で農地集積を進める。	1
2	農地中間管理機構の活用方針について（単一回答）	A. 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付し、担い手の経営意向を汲み取り、集積、集約化を進める。	9
		B. 担い手と地権者で協議した内容をもとに農地を農地中間管理機構に貸付し集積、集約化を進める。	7
		C. 農地中間管理機構の機能および活用するメリットを理解してないため選択が難しい。	1
3	多様な経営体の確保・育成の取組方針について（複数回答可能）	A. 地域外の担い手にも農地を貸付し、地域内の担い手と協力すべきである。	7
		B. 農業以外の企業等に作業の一部を委託するなど業種を超えて連携するべきである。	3
		C. 繁忙期の人手不足を解消するための人材供給事業を構築するべきである。（例：農福連携、農作業ヘルパー、酪農ヘルパーなどの農作業業務請負組織）	14
4	農業支援サービス事業者等への農作業委託について（単一回答）	A. 委託している	2
		B. 検討中	2
		C. 委託先があれば検討したい	3
		D. 委託する予定はない	10
5	当地区で取り組むべき内容に○をつけて、その理由と具体的な取り組み案を教えてください。	A. 草刈り、田植、稲刈り B. 草刈り C. 水稲、草刈り、原木しいたけのほだ木展開・片付け	
		A. 鳥獣被害防止対策	14
		B. 有機・減農薬・減肥料	4
		C. スマート農業	4
		D. 輸出	0
		E. 果樹等	0
		F. 燃料資源作物等（ナタネ、ヒマワリ、ムギ、サトウキビなど）	0
		G. 保全・管理等	5
		H. 農業用施設	2
		I. その他（ ）	3
5	A. 鳥獣被害防止対策	猪がまだまだ増えている。草刈りなどが負担になっている。	
		猪、鹿、熊の頭数と被害が多い	

【作成した目標地図の原案】 ※ p40（3）目標地図の作成方法〔手順2〕まで実施。



⑥ 第3回ワークショップ（地域計画原案の説明）

日 時：令和6年2月8日（木）14：00～16：00

場 所：JA仙台根白石支店会議室

参加者：地域の農業者28名、農業委員・農地利用最適化推進員6名

- ・前回までのワークショップの結果を仙台市でとりまとめ、地域計画原案の内容を説明。
- ・その後、第2回ワークショップに引き続き目標地図の作成を行った。

【ワークショップの様子】



【提示した地域計画本文の原案】

※赤線の囲い部分を中心にワークショップの結果を反映。

国参考様式第5-2号 1. 地域における農業の将来の在り方

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後認定農業者等が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、中山間地域では新たな農地の耕作者が必要。猪などの獣害や草刈り等の負担が多い、条件の悪い農地は、基盤整備や農地賃貸借契約の条件見直しなどにより、耕作しやすくする工夫が求められている。団地や泉ヶ岳が近郊にあることが活かされていない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田においては、主食用米に加えて飼料用米や酒米に取り組み、集落転作では集落営農組織が大豆の生産に取り組む。畑作では、地域の特産を目指してきのこと類、つるむらさき、ミニトマトの栽培に取り組む。

国参考様式第5-2号 3. 農業者及び区域内の関係者が農用地の効率的かつ総合的な利用の目標を達成するためとるべき必要な措置

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
ブロックローテーションに配慮しながら、担い手が分散した農地を集約して耕作できるよう、中間管理事業を活用して集積を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付ける。 ・担い手の農地分散を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3) 基盤整備事業への取組
用排水路の整備や農道の整備、スマート農業の導入の必要性等について地域の理解を深め、基盤整備や再整備に向けて地域の合意形成を図るために必要な組織の設置を検討する。 なお、小規模な修繕については多面的機能交付金を活用する等、地域で取り組める範囲で対応する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
小規模経営、兼業農家などの多様な経営体は、地域農業の活性化だけでなく地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしていることから、経営の継続に向けての取組として、機械更新の際は共同購入を検討することや、堀払い等の共同作業の場には、次の世代の参画を促す等、円滑な継承を図る取り組みを行う。また、新規就農者を育成するため、市・農業委員会・県・JA等と連携し、相談から定着までの支援に取り組む。 さらに、繁忙期の人手不足を解消するため、農業サポーター制度を活用する他、地域の非農家が農作業等に参画できる仕組みを検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①
- ・各地区の獣害対策協議会においてワイヤーメッシュ柵を共同で管理し、修繕作業等を引き続き実施する。
 - ・地域ぐるみの捕獲対策において共同で捕獲活動を実施し農作物被害の発生防止を図る。
- ⑦
- 堀払い等の用排水路の保全は地権者も参加するようにしているが、高齢化のため共同作業の参加者が少なくなってきたことから、日本型直接支払制度を活用するとともに、堀払いを含めた地域保全を目的とした取組について、地域住民が参加する仕組みを検討する。
- ⑩
- ・泉ヶ岳の行楽客や団地住民向けに地場産品を販売する定期市や直売所の設置を検討する他、清流を活かして栽培した米のブランド化を図るとともに特産品の検討を行う。
 - ・農業機械類を安値で取得できるよう、機械の共同購入や、中古機械のマッチングの仕組み等について検討する。

(5) 事例2 – 入谷地区 (南三陸町)

① 地区の概要

	市町村 () は実質化 プラン数	地区面積	中心経営体の 農地集積率	地区における 中心経営体数	ワークショップ に参集した 中心経営体数
入谷地区	南三陸町 (4)	474.2ha	15.2%	32 経営体	15 経営体
地区の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業産出額12億2千万円 (内畜産6億5千万円で53.3%、耕種 5 億7千万円で46.7%) ・ 水稻99経営体で83ha (1 経営体あたり0.84ha) ・ 中山間地域であり、耕種では、水稻よりも畑作が多い ・ 野菜は、ねぎと小松菜。果樹では、もも、ぶどうの生産が増えている。 ・ 花きは、菊が中心21経営体で13ha。クロマツの生産も増えている。 ・ 基幹的農業従事者は、281人 (うち65歳未満は82人で29.2%) ・ 令和5年8月に実施した農業経営意向調査によると、現状は60代の担い手が耕作する面積が最も多いが、移住で就農した若い世代への農地集積、後継者がいる農家の数を踏まえると10年後は、40代の担い手が耕作する面積が最も多くなる見込みである。子育て世代である40代が暮らしていける所得の確保が必要である。 				

② 地区の特徴とワークショップにおけるポイント

【地区の特徴】

中山間地域であるため、ほ場の条件が悪いこともあり、集積が進んでいない。今後、担い手の減少が進む中で、どのようにして担い手を中心に農地を維持していくかという視点で話し合いを実施。

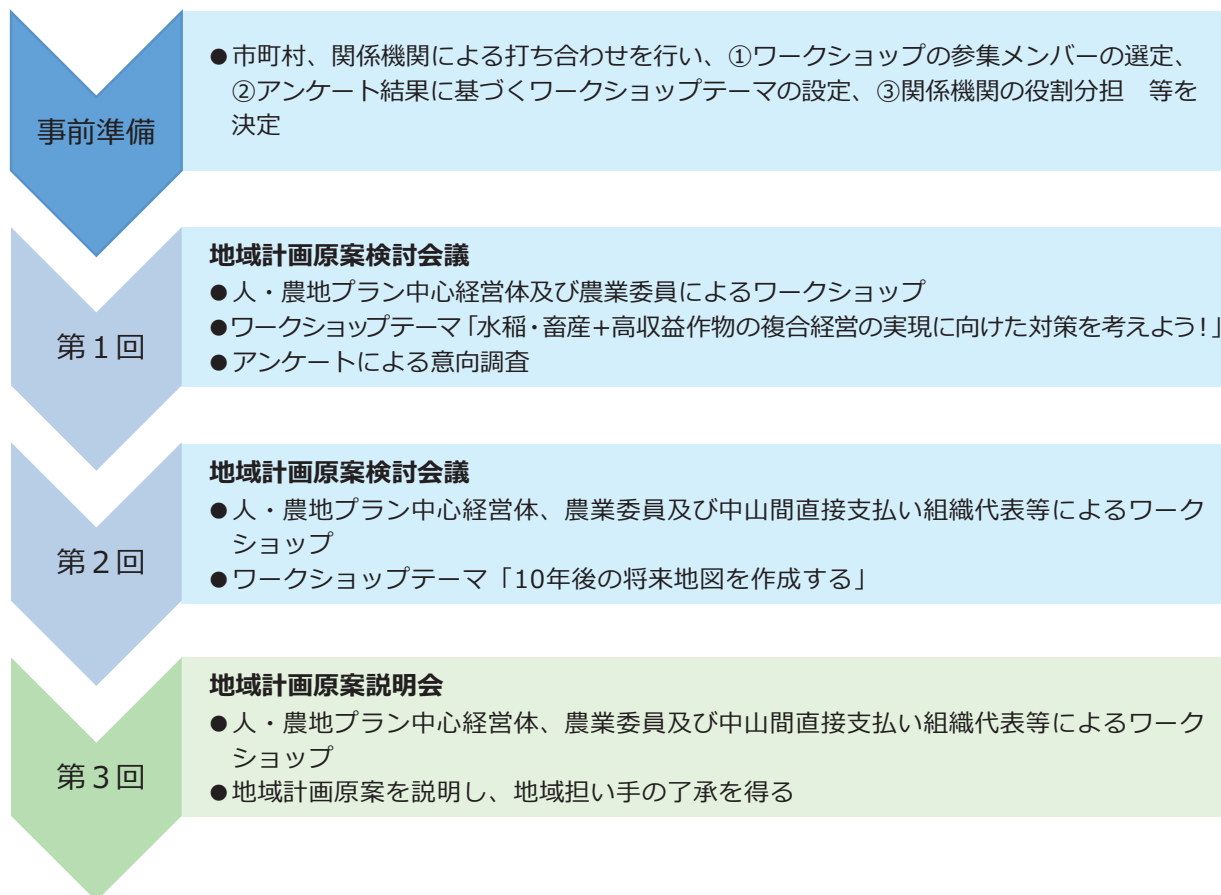
【ワークショップのテーマ設定背景】

意向調査結果より、10年後の中心経営体がリタイヤ世代から後継者の40代を含む幅広い世代へ移行することが分かり、「子育て世代の40代が暮らしていける所得の確保」という視点で、「水稻・畜産 + 高収益作物の複合経営の実現に向けた対策を考えよう！」とテーマを設定。

【ポイント】

- 1) 10年後に中心経営体となる若手経営体を中心に参集。
- 2) 話し合いでは、地区の取りまとめ役が中心となり、若手の議論を支援。
- 3) 意向調査の結果、リタイヤ希望者のほ場について目標地図原案の話し合いを実施。
- 4) ワークショップで提案された将来構想の範囲を地図に記載。

③ 地域計画作成に向けた協議の進行



④ 第1回ワークショップ（地域計画本文の原案作成）

日 時：令和5年11月10日（火）18：30～20：30

場 所：入谷公民館

参加者：地域の農業者6名、農業委員・農地利用最適化推進委員2名

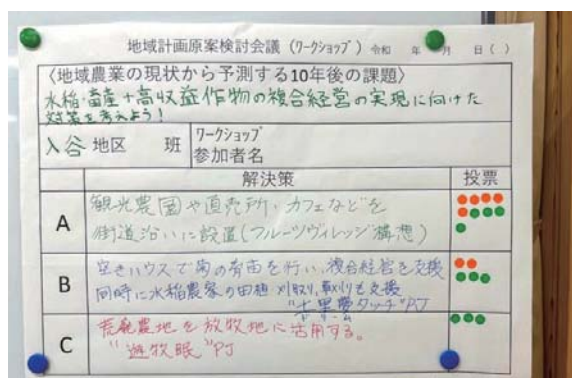
- ・ 事前に整理した地区の課題から「水稻・畜産+高収益作物の複合経営の実現に向けた対策を考えよう！」について話し合いを行った。
- ・ 代表者が話し合いの結果を発表した後、話し合いに参加した担い手と関係機関による投票を行い、解決策に対する関心度や信頼度を確認した。

【ワークショップの様子】



【話し合いの結果】

水稲・畜産＋高収益作物の複合経営の実現に向けた対策を考えよう！			
解決策	A	観光農園や直売所、カフェなどを街道沿いに設置する (フルーツヴィレッジ構想)	9票 (担い手5、関係機関4)
	B	空きハウスを活用し菊の育苗を委託し複合経営を支援し、水稲農家の田植、刈取、草刈も支援する (土里夢タッチプロジェクト)	5票 (担い手2、関係機関3)
	C	荒廃農地を放牧地に活用する(遊牧眠プロジェクト)	3票 (担い手0、関係機関3)



⑤ 第2回ワークショップ (目標地図原案の作成)

日 時：令和5年11月17日 (金) 18:30~20:30

場 所：入谷公民館

参加者：地域の農業者11名、農業委員・農地利用最適化推進委員2名

- ・ 前回実施した内容の振り返りを行った。
- ・ 事前に行った農業経営意向調査 (アンケート) 結果から推察される課題とワークショップで課題の解決策として挙げた主な点を整理し、地域計画の国参考様式第5-2号の「2.地域における農業の将来の在り方」について、原案を作成し参加者全員で内容の確認を行った。
- ・ また、前回、参加者全員に実施したアンケートの結果を元に、地域計画の国参考様式第5-2号の「3. 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置」の原案を作成し参加者全員で内容の確認を行った。
- ・ その後、意向調査の結果が反映された地図を元に、目標地図の原案作成を実施。

【ワークショップの様子】



【アンケート集計結果】

☆地域計画第1回目のアンケート（南三陸町入谷地区）

1	農用地の集積、集約化をどのように進めるべきでしょうか？（単一回答）	A. 農地中間管理機構を活用して農地を集積し、分散農地をまとめて中心的担い手へ集約する。	0
		B. 地域計画の将来地図に基づいて、中心的担い手と地権者で協議し、集積及び集約化を進める。	5
		C. 離農者（地権者）が、受け手となる担い手を指名し相対交渉で農地集積を進める。	0
2	農地中間管理機構の活用方針について（単一回答）	A. 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付し、担い手の経営意向を汲み取り、集積、集約化を進める。	1
		B. 担い手と地権者で協議した内容をもとに農地を農地中間管理機構に貸付し集積、集約化を進める。	3
		C. 農地中間管理機構の機能および活用するメリットを理解していないため選択が難しい。	1
3	多様な経営体の確保・育成の取組方針について（複数回答可能）	A. 地域外の担い手にも農地を貸付し、地域内の担い手と協力すべきである。	2
		B. 農業以外の企業等に作業の一部を委託するなど業種を超えて連携するべきである。	2
		C. 繁忙期の人手不足を解消するための人材供給事業を構築するべきである。（例：農福連携、農作業ヘルパー、酪農ヘルパーなどの農作業業務請負組織）	4
4	農業支援サービス事業者等への農作業委託について（単一回答）	A. 委託している	0
		B. 検討中	1
		C. 委託先があれば検討したい	0
		D. 委託する予定はない	4
5	当地区で取り組むべき内容に○をつけて、その理由と具体的な取り組み案を教えてください。	A. 鳥獣被害防止対策	4
		B. 有機・減農薬・減肥料	1
		C. スマート農業	1
		D. 輸出	0
		E. 果樹等	3
		F. 燃料資源作物等（なたね、ヒマワリ、ムギ、サトウキビなど）	0
		G. 保全・管理等	1
		H. 農業用施設	2
		I. その他（ ）	0
5	A. 鳥獣被害防止対策	耕作放棄が増えて獣等の住処が拡大しており、対策が急務であるためです。一時しのぎで電気柵を考えています。	
	E. 果樹等	地域のPR、ブランド化	

【提示した地域計画本文の原案】

※赤線の囲い部分を中心にワークショップの結果を反映。

国参考様式第5-2号 1. 地域における農業の将来の在り方

(2) 地域農業の現状及び課題

中心経営体33名の年代別の耕作面積は、2023年60代が最も多い割合（27.5%）を占めるが10年後の2033年は40代が最も多い割合（18.4%）を占め、リタイヤ世代中心から40代を含む幅広い年代へシフトする見込みである。後継者の確保や移住による新規就農者によって担い手の若返りが期待できる。そのため、子育て世代である40代が暮らしていける所得の確保が必要である。


(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

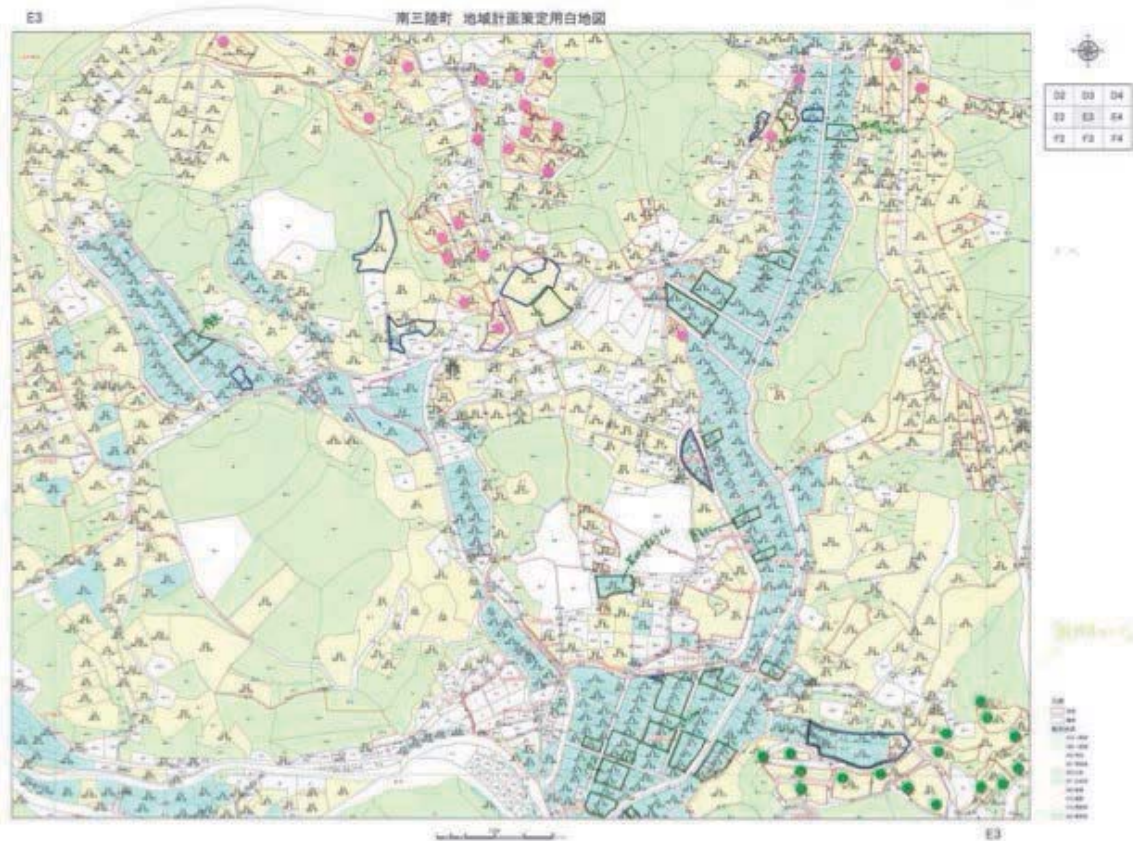
観光農園や直売所、カフェなどを街道沿いに設置し、地区内の集客化を図る「フルーツヴィレッジ構想」を掲げる。フルーツヴィレッジでは、りんご、ぶどう、桃、梨、栗、イチジク、プルーン、柿、ブルーベリー、すもも、キウイフルーツ、柚子、ワイン用ぶどう、梅など多品目を生産し販売する。構想の実現のために果樹生産の団地化を図るとともに水稻・畜産農家と果樹・野菜農家が連携して空きハウスの有効活用、堆肥の有効利用に取り組む。また、荒廃農地については、繁殖牛の放牧地として活用するなど地区内の環境及び景観の保全に努める。

国参考様式第5-2号 3. 農業者及び区域内の関係者が農用地の効率的かつ総合的な利用の目標を達成するためとるべき必要な措置

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置				
(1) 農用地の集積、集団化の取組				
地域計画の将来地図に基づいて、中心的担い手と地権者で協議し、集積及び集約化を進める。				
(2) 農地中間管理機構の活用方法				
担い手と地権者で協議した内容をもとに農地を農地中間管理機構に貸付し集積、集約化を進める。				
(3) 基盤整備事業への取組				
10年以内に基盤整備事業の計画はない。				
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組				
機械の操作に不安を感じる高齢農家（以下サービス利用者という）の田植え、刈取、草刈りなどを請け負う組織（土里夢タッチ）を地区内に設置する。サービス利用者が組織の構成員となる畜産農家の堆肥購入、花農家等の育苗作業を請け負い相互扶助により組織の運営を行う。				
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組				
地区内で対応できない作業の種類・作業の量によっては、地区外の人材供給事業者などのサービスを利用する。				
以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）				
<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				
①鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、果樹の団地化に取り組む地区に電気柵を設置し、安心して生産活動を行えるようにする。				
⑤観光農園や直売所、カフェなどを街道沿いに設置し、地区内の集客化を図る。				

【目標地図原案の作成】 ※ p40（3）目標地図の作成方法〔手順3〕まで実施。

手順	対象	アクション
1	赤鉛筆の囲い 	10年後にワークショップ参加者が受けられる農地 → 緑色 受けられない農地 → 青色 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">A. 耕作者指定エリア →将来の耕作者を指定する</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">C. 条件設定エリア →条件付きで耕作するエリア</div> </div>
2	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">A. 耕作者指定エリア →将来の耕作者を指定する</div>	10年後の耕作者名を記入してください。
3	ワークショップ参加者が現在耕作している農地で10年後も耕作を継続したい農地	10年後の耕作者名を記入してください。
4	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">A. 耕作者指定エリア →将来の耕作者を指定する</div>	「全ての農地」
5	<div style="border: 1px solid pink; padding: 2px;">フルーツヴィレッジ</div>	「フルーツヴィレッジ構想」の生産農地を囲う <div style="border: 1px dashed pink; padding: 2px; display: inline-block;">フルーツ ヴィレッジ</div>
6	<div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">C. 条件設定エリア →条件付きで耕作するエリア</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">D. 非耕作エリア →荒地などで耕作不能なエリア</div>	「フルーツヴィレッジ構想」について →果樹生産エリアに ピンクのシール を貼る (果樹生産品目を記入) ● 「遊牧民エリア」について →放牧地に 緑色のシール を貼る ●



⑥ 第3回ワークショップ（地域計画原案の説明）

日 時：令和6年2月1日（火）18：30～20：30

場 所：入谷公民館

参加者：地域の農業者9名、農業委員・農地利用最適化推進委員1名


- ・地域計画原案検討会議メンバー以外の担い手も含めて、多くの担い手の参加を募り、地域計画の案をプレゼンテーション方式で発表し、参加者で意見交換を行った。

【ワークショップの様子】



【プレゼンテーションの次第】

目次	1. 地域計画とは
	2. 地域計画策定のスケジュール
	3. 地域農業の現状（意向調査結果）
	4. 地域計画案策定検討会議参加者選定
	5. 第1回地域計画案策定検討会議
	6. 第2回地域計画案策定検討会議
	7. 入谷地区の地域計画素案



目次の1～6は、町やコーディネーターが説明し、目次7の「入谷地区の地域計画素案」については、地域計画原案検討会議メンバーの担い手代表が説明した。

(6) 事例3 – 色麻地区（色麻町）

① 地区の概要

	市町村 () は実質化 プラン数	地区面積	中心経営体の 農地集積率	人・農地 プランの 中心経営体数	ワークショップ に参集した 中心メンバー
色麻地区	色麻町（1）	2,830ha	75.9%	123 経営体	24 地区の代表者 (区長、農業委員、 担い手等)
地区の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・加美郡の南部に位置し、西は、山岳丘陵（船形山）で起伏する森林地帯となっており、ここから流れ出す清流は、東部の広大な水田地帯を潤し、宮城を代表する「ひとめぼれ」や「まなむすめ」、「ササニシキ」を主体に、消費者に安全・安心な米を安定供給している。 ・背陵が山脈に接しているため、大陸性気候の影響を受け北西の風が夏季を除いて強く、雨量、積雪も多い。 ・基盤整備の状況は、ほ場整備率約78%である。 ・長期展望に基づいた基幹作物である稲作経営の規模拡大、効率的な生産システムの構築による低コスト化を図っている。 ・未整備地区については用水の確保・排水対策等を整備する必要があるため、ほ場整備事業の促進を図っている。 ・高所得を目指す土地利用型農業の確立、環境保全型畜産経営の安定、野菜生産の拡大などの均衡のとれた高生産性農業地域の形成を図っている。本地域は、豊富な森林資源や水資源と良質な農用地を有し、国土保全に果たす役割は大きく、自然環境の保全に留意しつつ、維持発展させることを基本とし、農業生産の目的に用いられる優良農地を確保し、生産性の高い農業を展開している。 				

② 地区の特徴とワークショップにおけるポイント

【地区の特徴】

ほ場整備により農地集積が進んでいる地区。

町で1つの地域計画を策定予定であり、町を24地区に分割し、各地区で話し合いを行い、最終的に各地区の意見を統合して地域計画を策定するため、意見の集約に工夫が必要となる。

【ワークショップのテーマ設定背景】

意向調査結果より、小規模経営体のリタイヤ意向と法人等担い手の現状維持意向が分かり、「小規模経営体と拡大を目指す経営体との共存共栄のための農地の最適化を検討する」という視点で、「農地集積、集約の進め方を考えよう!」とテーマを設定。

【ポイント】

- 1) 24地区の区長等代表者を参集し、ワークショップにて各地区で協議を行う原案を作成。
- 2) ワorkshopで作成した原案を各地区の代表者が地区に持ち帰り、協議の場を運営。
- 3) 各地区で行われている既存の会議体を活用して、目標地図作成を含めた協議を実施。

③ 地域計画作成に向けた協議の進行



④ 第1回ワークショップ（地域計画本文の原案作成）

日時：令和5年11月28日(火) 14:00～16:00

場所：JA加美よつば農業団地センター

参加者：地区の代表者42名、農業委員9名

（農業委員で、地区代表者としての出席者2名は、地区代表者としてカウント）

- ・事前に整理した地区の課題から「農地集積、集約の進め方を考えよう！」について、行政区単位で4班に分かれて話し合いを行った。
- ・各班の代表者が話し合いの結果を発表した後、話し合いに参加した担い手と関係機関による投票を行い、解決策に対する関心度や信頼度を確認した。

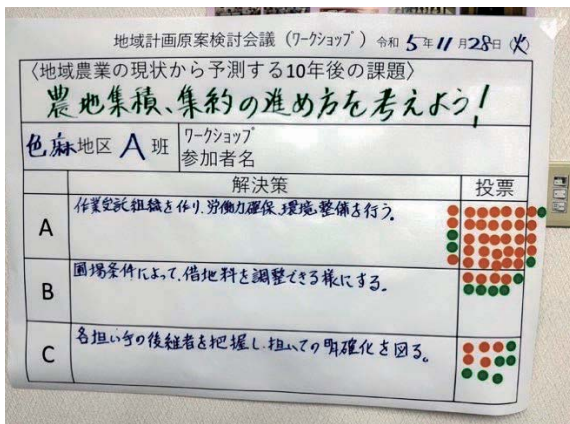
- ・第2回ワークショップに向けて、参加者の24地区代表者が自分の地区に白地図を持ち帰り目標地図の作成を行うため、その作成方法について説明した。
- ・また、地区の代表者が各地区で協議する内容を明確にし、協議結果を効率的に集約するため、地区協議実施前に報告様式（「第2回地域計画原案策定会議（ワークショップ）報告内容」を参照）を配布した。

【ワークショップの様子】



【話し合いの結果】

農地集積、集約の進め方を考えよう！		各班でまとめた解決策	投票結果
A班 6地区	A	作業受託組織を作り、労働力確保、環境整備を行う	36票 (担い手32、関係機関4)
	B	圃場条件によって、借地料を調整できる様にする	9票 (担い手4、関係機関5)
	C	各担い手の後継者を把握し、担い手の明確化を図る	11票 (担い手5、関係機関6)
B班 5地区	A	担い手同士での話し合いによる交換耕作	7票 (担い手3、関係機関4)
	B	地域内の担い手候補と労働力を洗い出しリスト化する	34票 (担い手25、関係機関9)
	C	コミュニケーション（話し合い）の機会をもっともうける	14票 (担い手12、関係機関2)
C班 6地区	A	草刈り、機械、設備の共同利用	19票 (担い手16、関係機関3)
	B	基盤整備を行い高収益作物を導入するきっかけをつくり、高収益化を図る！	21票 (担い手17、関係機関4)
	C	高収益作物のモデル農家をつくり若い人が働く好事例をアピールする！	16票 (担い手8、関係機関8)
D班 7地区	A	水路、作物の農地の再区画化	13票 (担い手10、関係機関3)
	B	機械の共同利用を図る組織を作る	21票 (担い手19、関係機関2)
	C	シルバー・農家以外の人材が参加できる仕組みをつくる	23票 (担い手13、関係機関10)



第2回地域計画原案策定会議（ワークショップ）報告内容

1. 受け手となる担い手候補者リストと農地集積集約の検討について

- (ア) 目標地図に10年後の受け手となる担い手候補者を概ね掲示できた。
- (イ) 目標地図に10年後の受け手となる担い手候補者を一部掲示できた。
- (ウ) 10年後の担い手候補者リストを作成できたが目標地図への掲示ができていない。
- (エ) 10年後の担い手候補者を決めることができていない。
- (オ) 10年後の担い手候補者がいない
- (カ) その他

回答	(カ) その他の内容

2. 機械利用組合や法人化など新たな担い手を育成する組織の設立

- (ア) 新たな担い手を育成する組織の設立準備を順調に進めている。
- (イ) 新たな担い手を育成する組織の設立準備を進めたいが支援を要する。
- (ウ) 新たな担い手を育成する組織の必要性を感じている。
- (エ) 新たな担い手を育成する組織の必要性を感じていない。
- (オ) その他

回答	(オ) その他の内容

3. 未整備農地の対策について

- (ア) 対策を実行中でありすでに十分な効果がある。
- (イ) 対策を実行中であるが不十分である。
- (ウ) 対策を検討中である。
- (エ) 対策を検討していない。
- (オ) 対策を講じる必要はない。

回答

4. 未整備農地の具体的対策について教えてください。

(3. 未整備農地の対策について (ア) (イ) (ウ) のいずれかを回答した地区のみお答えください。)

- (ア) 高収益作物・採草地などへの転換
- (イ) 農地整備事業の活用
- (ウ) 畦畔の除去など簡易的な圃場整備を実施
- (エ) 地代の低価設定
- (オ) 日本型直接支払制度（中山間、多面など）を活用
- (カ) その他

回答	(カ) その他の内容

⑤ 第2回ワークショップ（各地区の検討結果報告と作成した目標地図原案の検討）

日時：令和6年1月18日（木）14：00～16：00

場所：JA加美よつば農業団地センター

参加者：地区の代表者46名、農業委員9名

（農業委員で、地区代表者としての出席者2名は、地区代表者としてカウント）

- ・ 前回、参加者の全員に実施したアンケートの結果を説明し、1回目のワークショップで課題の解決策として挙げた点と併せて、地域計画の国参考様式第5－1号により協議の場の公表（案）を作成し、参加者で内容の確認を行った。
- ・ その後、24地区の代表者が、各地区に持ち帰り検討した課題への解決策に対する協議結果を報告様式に沿って説明し、目標地図原案の作成結果を報告した。
- ・ 報告様式を用いたことで、各地区の協議結果の共有が円滑に実施でき、町で結果を効率的に集約することに繋がった。

【ワークショップの様子】



【アンケート集計結果】

☆地域計画第1回目のアンケート（色麻町）

1	農用地の集積、集約化をどのように進めるべきでしょうか？（単一回答）	A. 農地中間管理機構を活用して農地を集積し、分散農地をまとめて中心的担い手へ集約する。	7
		B. 地域計画の将来地図に基づいて、中心的担い手と地権者で協議し、集積及び集約化を進める。	12
		C. 離農者（地権者）が、受け手となる担い手を指名し相対交渉で農地集積を進める。	2
2	農地中間管理機構の活用方針について（単一回答）	A. 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付し、担い手の経営意向を汲み取り、集積、集約化を進める。	6
		B. 担い手と地権者で協議した内容をもとに農地を農地中間管理機構に貸付し集積、集約化を進める。	8
		C. 農地中間管理機構の機能および活用するメリットを理解してないため選択が難しい。	6
3	多様な経営体の確保・育成の取組方針について（複数回答可能）	A. 地域外の担い手にも農地を貸付し、地域内の担い手と協力すべきである。	9
		B. 農業以外の企業等に作業の一部を委託するなど業種を超えて連携するべきである。	1
4	農業支援サービス事業者等への農作業委託について（単一回答）	C. 繁忙期の人手不足を解消するための人材供給事業を構築するべきである。（例：農福連携、農作業ヘルパー、酪農ヘルパーなどの農作業業務請負組織）	13
		A. 委託している	0
		B. 検討中	2
		C. 委託先があれば検討したい	6
5	委託している（委託を予定する）作業を教えてください。	D. 委託する予定はない	12
		C. 苗の植え付け、田植、稲刈り、草刈り	
5	当地区で取り組むべき内容に○をつけて、その理由と具体的な取り組み案を教えてください。	A. 鳥獣被害防止対策	17
		B. 有機・減農薬・減肥料	2
		C. スマート農業	4
		D. 輸出	3
		E. 果樹等	0
		F. 燃料資源作物等（ナタネ、ヒマワリ、ムギ、サトウキビなど）	0
		G. 保全・管理等	6
		H. 農業用施設	7
		I. その他（ ）	0
5	A. 鳥獣被害防止対策	鳥獣被害防止対策でメッシュ設置	
	H. 農業用施設	ミニライス組合の利用 育苗施設の共同利用	

【提示した協議の場の公表（案）】

※赤線の囲い部分を中心にワークショップの結果を反映。

国参考様式第5-1号 1. 地域における農業の将来の在り方

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、宮城県北西部加美郡南部に位置し、西は山岳丘陵（船形山）で起伏する森林地帯となっており、ここから流れ出す清流は、東部の広大な水田地帯を潤し、宮城を代表する「ひとめぼれ」「まなむすめ」「ササニシキ」主体の生産地となっている。また背陵が山脈に接しているため、大陸気候の影響を受け北西の風が夏季を除いて強く、雨量・積雪が多い。

圃場整備率は78%となっており、整備地区は、稲作経営の規模拡大、転作や大型機械の導入等により効率的な生産を図っているが、効率化が図れない未整備地区の耕作は担い手の負担となっている。特に森林地帯と隣接する地区については、鳥獣被害に悩まされており、農地集積集約化の阻害要因となっている。

24の行政区単位で農地集積集約の検討を行なっているが、今後団塊世代の離農が相次ぐことから、行政区によっては、出し手の数に受け手となる担い手の数が追いつかないという懸念がある。行政区を超えた広域で検討を進められるように情報の共有、担い手間の連携が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

24の行政区単位で受け手となる地域内の担い手候補者を挙げて、農地集積集約の検討を行い、担い手単体での規模拡大が難しい場合は、機械利用組合や法人化など新たな担い手を育成する組織の設立を検討する。行政区単位に限らず広域で活動できる組織を目指すため、労働環境の整備を重視し雇用による人材確保のしくみ（シルバー、農家以外の人材が参加できる仕組み）をつくる。未整備地区については、鳥獣被害防止のためワイヤーメッシュ柵などの設置を行うなど対策を施しながら、高収益作物の導入を進める。

国参考様式第5-1号 3. 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域計画の将来地図に基づいて、中心的担い手と地権者で協議し、集積及び集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手と地権者で協議した内容をもとに農地を農地中間管理機構に貸付し集積、集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域外の担い手にも農地を貸付し、地域内の担い手と協力する。
繁忙期の人手不足を解消するための人材供給事業などを地域内で構築する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

対応できない作業の種類・作業の量によっては、作業を委託することを検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の設置範囲を広げる。地域おこし協力隊の制度を活用し鳥獣対策支援員を配置する。⑧農地集積集約に合わせたミニライスセンターの設置及び育苗の共同利用施設等を検討する。

【各地区からの報告内容：代表例】

班		A班					
地区名							
発表者							
1. 受け手となる担い手候補者リストと農地集積集約の検討について							
(ア)目標地図に10年後の受け手となる担い手候補者を概ね揭示できた。		○			○	○	
(イ)目標地図に10年後の受け手となる担い手候補者を一部揭示できた。							
(ウ)10年後の担い手候補者リストを作成できたが目標地図への揭示ができていない。			○				
(エ)10年後の担い手候補者を定めることができていない。				○		○	○
(オ)10年後の担い手候補者がいない							
(カ)その他							
2. 機械利用組合や法人化など新たな担い手を育成する組織の設立							
(ア)新たな担い手を育成する組織の設立準備を順調に進めている。							
(イ)新たな担い手を育成する組織の設立準備を進めたいが支援を要する。							
(ウ)新たな担い手を育成する組織の必要性を感じている。			○	○			○ ○
(エ)新たな担い手を育成する組織の必要性を感じていない。							
(オ)その他		○ (2年前に農業法人が立ち上がる)			○	○	
3. 未整備農地の対策について							
(ア)対策を実行中でありすでに十分な効果がある。					○		
(イ)対策を実行中であるが不十分である。		※再整備が必要					
(ウ)対策を検討中である。						全地域未整備、10年後 耕作者が不在	
(エ)対策を検討していない。				○			○
(オ)対策を講じる必要はない。		○					○
4. 未整備農地の具体的対策について教えてください。 (3.未整備農地の対策について(ア)(イ)(ウ)を回答した地区のみ)							
(ア)高収益作物・採草地などへの転換							
(イ)農地整備事業の活用			○				
(ウ)畦畔の除去など簡易的な圃場整備を実施			○				
(エ)地代の低値設定							
(オ)日本型直接支払制度(中山間、多面など)を活用							
(カ)その他					未整備なし		

【目標地図の原案】 ※p40（3）目標地図の作成方法[手順2]まで実施。

- ・24地区の目標地図の原案については、会議場の壁面に貼り付けし、情報共有を図った。



⑥ 第3回ワークショップ

日時：令和6年2月20日（火）14：00～16：00

場所：JA加美よつば農業団地センター

参加者：地区の代表者39名、農業委員10名

- ・前回、各地区の代表者が報告した内容を受け、今後、継続して地域計画の話合いを進めるに当たり、課題への対応策について、講師より下記の事例紹介を通じた研修会を行った。

【研修会の様子】



事例紹介：経営所得安定対策を契機に設立した営農組合の将来の在り方について検討した事例

- ・色麻町では24地区中10地区で担い手候補者を定めることができないという報告であった。
- ・また、24地区中16地区で新たな担い手を育成する組織の必要性を感じていると報告された。
- ・「営農組合員が個別の経営を拡大するという意向か」「営農組合を法人化する意向か」など集落ごとで将来の在り方を検討する必要があるため、県内の事例を紹介した。

アンケート結果をもとに法人化の検討をした事例

営農組合概要

構成員数	10名(内役員6名)	設立	平成18年
経営品目	主食用米 18.5ha 飼料用米 6.0ha 大豆 3.5ha 合計 28.0ha	営農方式	主食用米は枝番方式 飼料用米と大豆はプル方式
経緯	10年に渡り、法人化へ向けた勉強会(税理士、中小企業診断士、先行事例の法人視察など)を実施してきたが、前に進まなかった。 令和4年の集落営農モデル支援事業により、法人化支援を受け、令和5年4月に株式会社を設立した。		

① 法人化に向けた研修会実施

- ・法人設立する際に個人がどのように関わるかを検討できるように「法人に関わるもの(※)、それぞれの役割と責任」について研修を行なった。
- ※出資者、経営者、労務提供者、地権者、農業機械・設備提供者、販米購入者、法人設立発起人

② 個人に「法人への参加に関するアンケート」を実施

③ アンケート結果をもとに法人の在り方を検討

研修会の資料(抜粋)

① 出資者

(共通)
出資者とは、法人設立の際に出資を出資する会社のオーナーであり、最終的な決定権を有する立場である。経営に出席し、議決は、各個人所有の株式(農事組合法人の場合は出資)に照準することによって議決の反対を放棄することができ、投票を棄権することが出来る。

役割	(株式会社)	(農事組合法人)
性別	性別不明 男性 女性	農事組合法人 農事者の農業従事者(役員・従業員・農事組合員)
組合決 議につ いて	出資額が10%以上の出資者は正社員で議決権を有するが、議決権は、株主の議決権の割合に比例して、議決権の割合が議決権の割合となる。議決権は「議決権」の割合であり、議決権の割合は、多くて出資した金額の割合を決定する。議決権は、それだけ議決権を多く有する株主の議決権(議決)と議決権が一致していることが多く、議決権が一致しない。	議決権1人1票で決定する。
責任	出資者の責任で責任を負う。具体的には、個人が90%以上を出資した場合は、出資額を回収できなくなる可能性がある。法人の債務を保障する等の事項が認められ、法人の債務について責任を負う必要がある。	

アンケート結果をもとに法人化の検討をした事例

〈法人への参加に向けたアンケートで各人の意向を確認〉

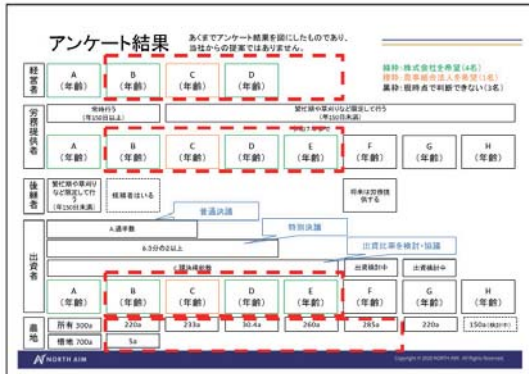
☆ 法人への参加に関するアンケート 【期間：7月25日(月)朝まで】

氏名: _____ 生年月日(西暦): _____ 年 _____ 月 _____ 日

には、数字を()には文章を記入し、A,B,C,アイウの選択肢には○を付けて回答してください。

1 農地の所有地および借地の面積を教えてください。	所有地 (〇〇地区: _____ a. 地区外: _____ a) 借地 (〇〇地区: _____ a. 地区外: _____ a)
2 農地(所有地)を法人に買予定ですか?	A. 買す B. 買さない C. 検討中
3 法人に労働提供を行いますか? おおよそのスケジュールもお聞かせください。	令和 _____ 年分付まで (A・B・C) 令和 _____ 年分付から (A・B・C) A. 常時行 (年150日以上) B. 繁忙期やイベントなど限定して行 (年150日未満) C. 労働提供しない (できない)
4 依頼者に 依頼者はいますか? 依頼者は法人設立時から労働提供しますか?	依頼者はいる場合は、いずれかに○ A. 常時行 (年150日以上) B. 繁忙期やイベントなど限定して行 (年150日未満) C. 労働提供しない D. 依頼は労働提供する
5 農業機械・設備を法人に提供(貸付または売却)する予定ですか。	A. 提供したい(できる)ものがある B. 提供しない(できるものがない) C. 労働提供しない
6 法人から販米の購入を希望しますか?	A. 希望する B. 希望しない
7 法人の経営を担いますか?	A. はい B. いいえ (経営は他人に任せたい)
8 法人への出資を予定していますか? 出資する予定の場合、出資する目的を教えてください。 ※出資引受けを契約するものではありません。	A. 出資する予定 B. 出資までは考えていない C. 法人の事業計画を基から考えた 出資の目的: 事業計画に照準 ア. 議決権を得るため イ. 配当を受けたい (利益分配法を採る) ウ. 事業計画配当を受けたい (農事組合法人のみ) エ. 農産物形成のため (採集法などを売却するなど) オ. 法人の運営資金に充てるため カ. その他 ()
9 ○〇地区にふさわしい法人形態は、株式会社と農事組合法人のどちらになりますか? その理由もお答えください。	A. 株式会社 B. 農事組合法人 (理由)
10 法人設立準備委員会は、今後、法人設立発起人会へと移行し、規約や契約などの具体的な会合形態について、話し合いを進めます。発起人会への参加を希望されますか?	A. 参加を希望する B. 必要に応じて参加したい C. 参加を希望しない

質問内容のご不明点、ご不安な点等ございましたら、資料「株式会社ノースエイム」まで、ご連絡ください。
電話：080-XXXX-XXXX E-mail: XXXXXXX@XXXXXX.co.jp



最終結果

結果的には、元々専業農家のBさんが50%以上の株式を取得し代表取締役役に就任。Cさんは取締役、Eさんは監査役に就任。

Dさんは、自分で出資した会社であることから、色々検討された結果、現職を退職し、当法人の常勤役員として働くことを決意した。

Aさんは、専業農家であり集落内で最大の農地を耕作している。すでに設備投資をしているため、3年間は個人営農を継続し、離農する場合は、新設した法人に農地を預けるという意向であった。

5. 地域計画関連

(1) 地域計画に関連する補助事業

地域計画と各種補助事業等の連携状況(令和6年度、令和5年度補正)

事業名		問合せ先(直通番号)	
1	○担い手確保・経営強化支援事業のうち 担い手確保・確保強化支援対策	経営局 経営政策課 担い手総合対策室 担い手育成班	03-3502-6444
2	○飼料自給率向上緊急対策事業のうち飼料生産組織の規模拡大 支援	畜産局 飼料課 振興班	03-3502-5993
3	○農地利用効率化等支援交付金のうち融資主体支援タイプ	経営局 経営政策課 担い手総合対策室 担い手支援第1班	03-6744-2148
4	○特定地域経営支援対策事業のうち沖縄農業対策事業	経営局 経営政策課 担い手総合対策室 担い手支援第2班	03-6744-2148
5	○機構集積協力金のうち地域集積協力金、集約化奨励金	経営局 農地政策課 集積支援グループ	03-3591-1389
6	○強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ	農産局 総務課 生産推進室	03-3502-5945
7	○農地耕作条件改善事業	農村振興局 整備部 農地資源課 経営体育成基盤整備推進室	03-6744-2208
8	○農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策	農村振興局 農村政策部 地域振興課 荒廃農地活用推進班	03-6744-2665
9	○経営継承・発展等支援事業	経営局 経営政策課 担い手企画班	03-6744-2143
10	○集落営農活性化プロジェクト促進事業	経営局 経営政策課 組織経営グループ	03-6744-0576
11	○農業経営基盤強化準備金制度	経営局 経営政策課 経営税制グループ	03-6744-0576
12	○農地中間管理機構事業のうち農地売買等支援事業、支援法人事業	経営局 農地政策課 集積支援グループ	03-3591-1389
13	○新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金、経営発展支援事業 ○新規就農者確保緊急円滑化対策のうち経営開始支援資金、 初期投資促進事業	経営局 就農・女性課 就農支援グループ	03-3502-6469
14	○スーパーL資金金利負担軽減措置 ○農業近代化資金金利負担軽減措置	経営局 金融調整課 経営・災害金融グループ	03-6744-2165
15	○農業信用保証保険支援総合事業のうち 農業近代化資金保証料助成金交付事業	経営局 金融調整課 農林漁業信用基金班	03-6744-2171
16	○持続的生産強化対策事業のうち 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(茶の改植等)	農産局 果樹・茶グループ 茶業班	03-6744-2194
17	○産地生産基盤パワーアップ事業のうち 園芸作物等の先導的取組支援(茶)	農産局 果樹・茶グループ 茶業班	03-6744-2194
18	○産地生産基盤パワーアップ事業のうち 園芸作物等の先導的取組支援(果樹)	農産局 果樹・茶グループ 果樹振興班	03-3502-5957
19	○持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策のうち 果樹経営支援対策事業(整備事業)及び果樹未収益期間支援事業	農産局 果樹・茶グループ 果樹振興班	03-3502-5957
20	○持続的畑作生産体制確立緊急支援事業	農産局 地域作物課 地域作物第4班	03-6744-2115
21	○農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策 (農山漁村発イノベーション推進事業(農山漁村発イノベーション創出 支援型のうち農山漁村発イノベーション推進支援事業)) ○農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策 (農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型))	農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 地域資源活用推進班	03-6744-2497

地域計画と各種補助事業等の連携状況(令和6年度、令和5年度補正)

事業名		問合せ先(直通番号)	
22	○国内肥料資源利用拡大対策事業	農産局 技術普及課 国内肥料資源班 農業環境対策課 土壌環境保全班	03-6744-2182 03-3593-6495
23	○持続的生産強化対策事業のうち 果樹農業生産力増強総合対策のうち産地構造転換パイロット事業	農産局 果樹・茶グループ 果樹振興班	03-3502-5957
24	○担い手確保・経営強化支援事業のうち 新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策	経営局 経営政策課 組織経営グループ	03-6744-0576
25	○新規就農者育成総合対策のうちサポート体制構築事業	経営局 就農・女性課 農業教育グループ	03-6744-2160
26	○鳥獣被害防止総合対策交付金	農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室 鳥獣被害対策推進班	03-3591-4958
27	○園芸産地における事業継続強化対策	農産局 園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室 施設園芸対策班	03-3593-6496
28	○甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業	農産局 地域作物課 地域作物第1班	03-3501-3814
29	○持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援事業 のうち作付体系転換支援事業	農産局 穀物課 豆類班	03-6744-2108
30	○国産小麦・大豆供給力強化総合対策のうち 麦・大豆生産技術向上事業	農産局 穀物課 麦生産班、豆類班	03-6744-2108
31	○みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち 有機農業産地づくり推進事業	農産局 農業環境対策課 有機農業調整班	03-6744-2114
32	○みどりの食料システム戦略推進交付金のうち SDGs対応型施設園芸確立	農産局 園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室 施設園芸対策班	03-3593-6496
33	○稲作農業の体質強化総合対策事業のうち米の超低コスト生産支援	農産局 穀物課 稲生産班	03-6744-2108
34	○高温対策栽培体系への転換支援	農産局 穀物課 稲生産班	03-6744-2108
35	○コメ新市場開拓等促進事業	農産局 企画課 水田農業対策室 土地利用型農業推進班	03-3597-0191
36	○畑作物産地形成促進事業	農産局 企画課 水田農業対策室 土地利用型農業推進班	03-3597-0191
37	○持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援 のうち大規模契約栽培産地育成強化事業	農産局 園芸作物課 園芸流通加工対策室 園芸流通加工第1班	03-3501-4096
38	○持続的生産強化対策事業のうち ジャパンフラワー強化プロジェクト推進のうち地域公募事業	農産局 園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室 花き振興第1班	03-6738-6162
39	○農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策	農村振興局 農村政策部 地域振興課 事業指導班	03-3501-8359
40	○農業競争力強化基盤整備事業	農村振興局 整備部 農地資源課 経営体育成基盤整備推進室 水資源課 水利施設強靱化班	03-6744-2208 03-3502-6246
41	○飼料増産・安定供給対策	畜産局 飼料課 総務班	03-6744-7192
42	○多面的機能支払交付金(地域資源保全管理構想)	農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室	03-6744-2197
43	○中山間地域等直接支払交付金(集落戦略)	農村振興局 農村政策部 地域振興課 直接支払業務班	03-3501-8359

農林水産省ホームページに掲載

(2) 地域計画策定に向けた地域の話合いの際、活用できるリーフレット

<p>地域計画に関する詳細な説明と、地域計画の重要性を伝えるためのイラストが満載です。地域計画の目的や、地域計画の策定プロセス、地域計画の活用方法などがわかりやすく紹介されています。</p>	<p>農業者や地域の皆様へ、地域計画に関する重要な情報を伝えるためのリーフレットです。地域計画の概要、地域計画の策定プロセス、地域計画の活用方法などがわかりやすく紹介されています。</p>	<p>農地集積バンクを活用して、農地の集積や活用を促進するためのリーフレットです。農地集積バンクの概要、農地集積バンクの活用方法、農地集積バンクのメリットなどがわかりやすく紹介されています。</p>
<p>地域計画 (宮城県)</p>	<p>地域計画 (農水省)</p>	<p>農地集積バンクを活用しませんか! (宮城県)</p>
<p>農地バンクの概要と、農地バンクを活用するためのメリットやデメリットを詳しく説明しています。農地バンクの活用方法や、農地バンクのメリットなどがわかりやすく紹介されています。</p>	<p>農地バンクを活用した地域の皆さんに、協力金や奨励金を支払うためのリーフレットです。協力金や奨励金の概要、協力金や奨励金の活用方法、協力金や奨励金のメリットなどがわかりやすく紹介されています。</p>	<p>令和4年度までの制度変更に関するリーフレットです。制度変更の概要、制度変更の活用方法、制度変更のメリットなどがわかりやすく紹介されています。</p>
<p>農地バンクのメリット (農水省)</p>	<p>機構集積協力金 (農水省)</p>	<p>機構集積協力金 (農水省)</p>
<p>農地バンクが遊休農地を解消するためのリーフレットです。遊休農地の概要、遊休農地の解消方法、遊休農地の解消のメリットなどがわかりやすく紹介されています。</p>	<p>農地耕作条件改善事業の概要と、農地耕作条件改善事業の活用方法やメリットを詳しく説明しています。農地耕作条件改善事業の概要、農地耕作条件改善事業の活用方法、農地耕作条件改善事業のメリットなどがわかりやすく紹介されています。</p>	<p>最適土地利用のための総合対策に関するリーフレットです。最適土地利用の概要、最適土地利用の活用方法、最適土地利用のメリットなどがわかりやすく紹介されています。</p>
<p>遊休農地解消緊急対策事業 (農水省)</p>	<p>農地耕作条件改善事業 (農水省)</p>	<p>最適土地利用対策 (農水省)</p>

農林水産省ホームページ、宮城県農業振興課ホームページからダウンロードできます。

(3) 地域計画(目標地図)関係図書

地域計画(目標地図)関係図書のご案内

全国農業図書

農業経営基盤強化促進法の改正内容や、地域計画(目標地図)の作成や農地集約化に向けた地域での話し合いに役立つ図書のご案内です。(価格は税込・送料別 2023年2月時点)。

ここが変わる 農業経営基盤強化促進法等の一部改正【リーフ】

法改正のポイントを「人・農地プランが地域計画として法定化」「農地の集約化等の手法」「人の確保・育成」の三つに絞って説明したリーフレット。
コード番号：R04-30/A4判/12頁/140円

農業経営基盤強化法等 2022年改正のあらまし

法改正の内容について、法律・政省令、通知などを踏まえて説明し、地域でどのように取組を進めていくか整理。

※2023年2月下旬刊行予定 コード番号：R04-31/A4判/約30頁/550円

2022年度版 地域農業の将来を考えたみませんか【リーフ】

～進めよう!「人・農地プラン」の実質化 備えよう!「地域計画」～

「人・農地プランとは何か」から、地域の関係機関が一体となって取り組むべき「意向把握」や「話し合い活動」などの『人・農地プラン実質化』のための流れを5つのステップに分けて説明したリーフレット。

コード番号：R04-13/A4判/8頁/100円



●話し合いに役立つブックレット●

【全国農業図書ブックレット15】

【改訂版】地域(集落)の未来設計図を描こう!

茨城県東海村農業委員会元事務局長の筆者が、現場出身者の目線で地域の話し合いの具体的な進め方を伝える。

コード番号：R02-30
A5判/72頁/700円



【全国農業図書ブックレット16】

全員が発言する座談会が未来の地域(集落)をつくる

会議ファシリテーター普及協会の筆者が「参加者が楽しく積極的に発言できる」座談会のつくり方を解説。

コード番号：R02-31
A5判/104頁/900円



発行 全国農業委員会ネットワーク機構 〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 中央労働基準協会ビル
一般社団法人 全国農業会議所 TEL 03-6910-1131 <https://www.nca.or.jp/tosho/>

「地域計画」の実現に向けた取り組みをわかりやすく紹介!

2023年度版 **進めよう!「地域計画」**

R05-13 A4判・8頁 定価100円(税込)送料別

2023年度版

進めよう!「地域計画」



●人・農地プランとは

本誌に農業委員や関係者から寄せられた質問に、茨城県東海村農業委員会元事務局長の筆者がわかりやすく回答しています。

●地域計画とは

本誌に農業委員や関係者から寄せられた質問に、茨城県東海村農業委員会元事務局長の筆者がわかりやすく回答しています。

「地域農業の将来を考えたみませんか 進めよう!『人・農地プラン』の実質化 備えよう!『地域計画』(R04-13)」の改訂版です。

今回の改訂では、「地域計画」の実現に向けて農業委員会が果たすべき役割や具体的な取り組み手法について記載し、昨年度版から大きく刷新しました。

「地域計画」の実現に向けて必要なことがコンパクトにまとめられたリーフレットです。

～内容～

- 農地の集積から集約へ
- 「地域計画」策定に向けた農業委員会の役割
- ステップ1 アンケートや戸別訪問による意向把握
- ステップ2 目標地図の素案の作成
- ステップ3 関係者による「協議の場」の設置
- ステップ4 「地域計画」の策定
- ステップ5 「地域計画」の実行

詳細は、一般社団法人宮城県農業会議にお問い合わせください。(TEL: 022-275-9164)

6. Q&A

市町村、農業委員会等からのご質問をまとめました。

		質 問	回 答
1	地域計画策定	公告手続きがあるが、見直しの都度再公告する必要があるのか。また、目標地図に関しても「事前同意は必要ない」との説明であるが、公告することで受け手と出し手双方がそれで知ることとなり、不都合が生じるのではないのか。	短期間のうちに複数の変更が生じた場合は、公告の手続きをまとめて行うことが可能です。（農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の4） 農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の7のとおり公開するものについては、氏名の情報を削除するなど配慮してください。（第11の7）
2	地域計画策定	市の専業農家の平均年齢が70歳。10年後となると80歳となる。地域計画上、耕作者としていいのか担い手の年齢制限があるのか知りたい。	年齢制限はありません。意向調査で80歳になっても耕作するとの回答であればその意向を反映します。地域計画は、一度策定して終わりではないので、更新の際変更があればその時点で行ってください。
3	地域計画策定	今後の進め方で、検討委員会は開催するのか。	地域計画では、協議の場を設置し、地域の話し合いを行うことが必要です。（農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の2）。また、「農業委員会、機構、農協その他関係機関の意見」を聞くこととしています。（農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の5）これらを踏まえて、必要な場合は、開催願います。地域計画の公告前には説明会を開催するなど、できる限り関係者の理解が得られるよう配慮してください。
4	地域計画策定	市町村が農業委員会へ目標地図素案作成を依頼する際に、書面でのやりとり・手続が必要か。	市町村にお任せします。
5	地域計画策定	『意見具申』はどの程度のもなのか。	地域計画を定め、又は変更するときは基本的には、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関に意見を聞くこととなっています。（農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の5）
6	地域計画策定	令和7年3月までに策定できなかった場合、延長は可能か。	延長の話は示されていません。期限までに策定できるよう計画的に推進してください。
7	地域計画策定	新たに話し合いの場を創設するより、既存の集落の寄合や協議会の総会を活用したいと考えている。既存の協議会や各集落の寄合各会議の開催時期は、決まっています年1から2回程度である。2年間というものの時間的に余裕があるとは言えない。	集落営農組織の総会や集まり、農地整備事業等の集まりを積極的に活用するよう、各会議の事務局や関係機関と連携し、スケジュールを把握し、進めてください。
8	地域計画策定	策定マニュアル案で計画の随時更新とあるが、町長や議員への説明等の手続をする必要があり、すぐに更新とはならない。	更新が行われないと地域の実状と乖離した計画になってしまいますので、年1回など、市町村ごとに決めて計画的に更新してください。

		質 問	回 答
9	地域計画策定	策定マニュアルの関係機関の役割について記載されているが、農業委員や推進委員が入りにくい地区もある。	当該ページは「役割例」ですので、地域の実情に応じて、役割分担を行い推進してください。
10	地域計画策定	人・農地プラン法定化で農業委員の負担が増え、委員になってくれる人がいなくなるのではないかと心配している。	農業委員や農業委員会事務局職員の業務を支援する農業委員会サポートシステムやタブレットがありますので、効果的に運用してください。
11	地域計画策定	地域計画を進める際、農家の負担が増え、協力が得られるか心配である。	農家にとっては、自分たちの地域の将来を考えていく作業なので、丁寧に説明し理解を求めてください。今後は、「地域計画」に施策が集中してきますので、農家にとってメリットの方が大きいと思われます。
12	地域計画策定	地域計画に関して、活用できる資料があるか教えてほしい。	農水省HPにマニュアル等資料が掲載されています。(人・農地プランから地域計画へ) 県でもチラシ及び地域計画策定サポートブックを作成し、農業振興課ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。
13	地域計画策定	協議の場ではどのような議論を行うのですか。	協議の場においては、市町村による地域計画の策定に当たって、 ① 協議の場が設けられた区域における農業の将来の在り方 (地域の所得向上の観点から、どのような作物を生産するか) ② ①の農業が行われる農用地等の区域 (今後も農地として利用するエリアをどう設定するか) ③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 (農地の集積・集約化など誰が農地をどう利用していくのか) について、話し合いを行っていただき、市町村が地域計画を策定することとなります。
14	地域計画策定	協議の場の区域はどうなりますか。	協議の場の区域については、既存の人・農地プランの策定地域も参考としつつ、集落単位のほか、「隣接した複数の集落」「大字」「小学校区」など、地域の状況に応じて、市町村の判断で設定してください。
15	地域計画策定	「改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第2項に規定する農業者等による協議の場において」とありますが、既に公表済みの人農地プランと地域計画の区域が異なる場合でも、地域計画の協議の場の結果として差し支えないでしょうか。	地域計画策定マニュアルの「協議の場における協議事項①、②」の事項について既に地域で十分に協議し、その結果が公表されているときは、その結果を地域計画の協議の結果として見なすことができますが、人・農地プランの区域に協議を行っていない区域を統合して地域計画の協議の区域とする場合には、改めて地域計画の協議の場の区域の農業者等を参集し協議を行う必要があります。 この場合、協議の方法について、人・農地プランの区域の農業者等は担い手の代表者など参集者を限定し、協議を行っていない区域については幅広く農業者等を参集するなど柔軟に対応して構いません。

		質 問	回 答
16	地域計画策定	協議の場の参加者はどうなりますか。	<p>1 協議の場の参加者は、地域計画の策定者である市町村のほか、</p> <p>① 農業者</p> <p>② 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関</p> <p>③ その他地域計画の関係者（都道府県の普及指導センター・出先事務所や農産物の販路先となる事業者、農村型地域運営組織（農村 RMO）等）</p> <p>となります。</p> <p>2 なお、農業者については、法律上全員の参加が義務付けられてはいませんが、地域の農業の将来の在り方等を話合う場であることから、できる限り多くの農業者に参加していただいた上で、参加が難しい場合でも意思表示が確実に確保されることが望ましいと考えています。</p>
17	地域計画策定	話し合い結果はどのようにとりまとめれば良いか。	農業経営基盤強化促進法の基本要綱参考様式第5-1を参考にまとめてください。協議の結果はインターネットや掲示などで公表してください。（農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の2）
18	地域計画策定	協議の場の設置やその結果の公表は基本構想見直し後でないとできないのか。	<p>基本構想の見直し前に協議の場の設置やその結果の公表、地域計画の策定・公告を行うことは差し支えありません。</p> <p>なお、この場合であっても、見直し後の基本構想の内容と齟齬が生じないように留意ください。</p>
19	地域計画策定	企業参入や新規就農希望者がいる。地域計画の中に盛り込むべきか。	具体的な営農計画、営農開始時期等が決まっている場合で、10年後も地域の中で営農を続けている計画であれば、地域計画に加えて構いません。
20	地域計画策定	令和4年度に工程表を作成し、報告した。変更はできるか。	変更可能です。
21	地域計画策定	国や県に進め方について相談したい。どのようなタイミングで相談したら良いか。	随時相談可能です。令和6年度は、昨年度同様に情報交換会を2回予定しています。市町村ごと策定に関わる関係者が集まって、進め方を検討していきましょう。
22	地域計画策定	地域の話合いの際に、活用できる補助事業の情報を求められたりする場面がある。関連する補助事業の情報がほしい。	<p>例えば・</p> <p>① 農地の集積・集約に関する事業「農地中間管理事業」・「機構集積協力金」</p> <p>② 遊休農地対策「遊休農地緊急対策支援事業」</p> <p>③ 集落営農の経営発展「集落営農活性化プロジェクト促進事業」</p> <p>③ 中山間地域の取組「最適土地利用総合対策」</p> <p>④ 中山間地域の保全「多面的機能支払交付金」「中山間地域等直接支払交付金」</p> <p>⑤ 鳥獣被害「鳥獣被害防止総合対策交付金」（p66を参照してください）</p>

		質 問	回 答
23	地域計画策定	地域計画の策定に当たっては、実質化された人・農地プランを活用できないのですか。また、地域計画の策定後も、人・農地プランを引き続き更新する必要があるのですか。	<p>1 地域計画の策定に当たっては、これまでの人・農地プランを土台として協議いただき、当該協議の結果を踏まえ、地域計画を策定いただくことが効果的と考えています。</p> <p>2 一方で、地域計画では、人・農地プランと異なり、地域の農地の将来像である目標地図を示していただくこととしており、</p> <p>① 当該区域における農業の将来の在り方 ② 農業上の利用が行われる農用地等の区域 ③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項</p> <p>を地域で話合ってください。</p> <p>3 これまでの人・農地プランの取組において、これらの事項について協議がなされているときは、その結果を地域計画の策定の前提となる協議の結果とみなすことができることとしています（一部改正法附則第 11 条第 2 項）。</p> <p>4 なお、地域計画を策定いただいた地域については、人・農地プランを更新いただく必要はありません。</p>
24	地域計画策定	面積が狭小であったり、不整形な農用地等は今後、活用が難しいことから、地域計画の範囲から除外してもよいでしょうか。	面積が狭小であったり不整形な農用地等も含め、協議の場における地域の話合いを行い、引き続き農業上の利用を行う農用地等については、地域計画の区域に含めてください。
25	目標地図	今までの人・農地プランの「中心経営体」と目標地図の「農業を担う者」は違うものなのですか。	<p>目標地図においては、将来において農地を利用する者として、</p> <p>① 認定農業者等の担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者）</p> <p>② ①以外の多様な経営体（①以外の中心経営体、継続的に農地利用を行う中小規模の経営体、農業を副的に営む経営体）</p> <p>③ 農作業の受託サービスを行う者の農業を担う者が位置付けられることとなり、従来の中心経営体よりも広い者が対象になります。</p>
26	目標地図	目標地図については、改正基盤強化法第19条第3項において、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めこれを地図に表示するものとされておりませんが、複数の担い手を位置付けて目標地図とすることは可能でしょうか。	<p>目標地図には一筆ごとに農業を担う者を位置づけることを想定しており、複数の経営体が記載されている場合、農業を担う者として特定の者が目標地図に位置付けられていないこととなります。</p> <p>このため、可能な範囲で自作地などあらかじめ受け手を位置付けるとともに、複数の経営体が受け手となる場合は優先順位を定めるなどにより、調整することが望ましいと考えていますが、困難な場合には「今後検討」と整理しその時点での情報を補記することも可能です。なお、権利設定の必要が生じたときには、促進計画の作成を先行して行い、事後的に実情に即して地域計画の変更を行うことも可能です。</p>
27	目標地図	目標地図について、どこまで情報を入れ込んだら良いか。	農業委員会サポートシステムの農地情報とeMAFF地図が連動します。意向調査については、農業委員が使用するタブレットの質問項目を参考としてください。

		質 問	回 答
28	目標地図	目標地図は市全域作らなければならないか。農業振興地域農業上の利用が行われる農用地等（農用地区域）に絞って作成は可能か。市内には沢地が多くあり、その部分も地図に示すことが必須となるのか。	市街化区域を除いた区域が対象です。（地域計画策定マニュアルP 2、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の1）
29	目標地図	基盤法基本要綱の4（地域計画の変更）に、「地域計画の達成に支障を及ぼさないと認められるときに限り農用地区域からの除外や農用地転用許可を行うことができる」とありますが、計画策定中に、農用地区域からの除外を予定している（見込みのある）農地が地域計画内にある場合、目標地図の素案から当該農地を除外して問題ないでしょうか。	地域計画の区域は、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を基本として設定していただきたいが、農用地区域からの除外を予定している農地がある場合には、地域での話し合いを踏まえて地域計画の区域から除外することは差し支えありません。
30	目標地図	目標地図を一筆毎に作成した場合、変更が生じた都度作業をしなければならないのか。	目標地図は、活用していくために策定するものです。更新作業を効率化するためにeMAFF地図の活用が望ましいです。更新作業は変更の都度でなくても定期的（例えば年1回）に行えば良いです。
31	目標地図	目標地図作成の負担が大きく、地図を作ることが目的となってしまうのではないのか。	目標地図については作ることが目的ではなく、地域の話合いを行う際の基本となるものです。策定後も目標地図をもとに集積・集約、農地の効率的な農地の活用、担い手育成につなげていきます。
32	目標地図	担い手が少なく、10年後の受け手が見つからない場合は、目標地図はどのようにしたらよいか。	地域で多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金等を活用した保全等も検討し、該当しない場合は、策定時に受け手をあてはめないことも可能です。更新時に再度検討してください。
33	目標地図	農地整備事業を実施している地区では、10年後、農地の形状が変わるため、現状地図から目標地図の作成ができない。どのようにしたら良いか。	農地整備事業で作成した整備後の地図が地域の合意のもと作成されている場合は、それが目標地図となります。現時点で、eMAFF地図に土地改良区の地図データを取り込むことはできませんので、目標地図作成の際は、そのエリアの地図を「別添」とするなどしてください。なお、有償ではありますが、圃場整備完了後に、農地地図データ（ポリゴン）を更新することで、最新の農地地図を利用することができます。
34	目標地図	既に地域の農地の大部分を担い手が引き受けている地域では、どのように目標地図を作成すればよいのですか。	既に、担い手による農地の集積・集約化が十分に実現しており、協議の結果、将来的にも現状の姿と変わらない地域においては、現状の農地利用の姿を目標地図とすることは可能です。
35	目標地図	目標地図の範囲は、地域計画と同一の範囲で作成しなければならないか。	基本、同一範囲です。
36	タブレット	タブレットの利用が委員の負担となり、実際にタブレットは「いらない」や「紙の地図でよい」といった声があがっている。eMAFF地図は必須か？	目標地図については、農業委員会サポートシステムでの作成が望ましいですが、必須ではありません。策定時の目標地図は紙でも構いませんが、更新作業の労力が大きくなると思われるので、更新の機会を捉えて、農業委員会サポートシステムへの移行を検討してください。
37	タブレット	タブレットへ入力する農地情報について、膨大な筆数を一筆ごとに入力するのは困難。エクセルに入力した情報を一括インポートして反映されるような形だとよいと考える。	タブレットによる現地確認アプリの利用では、複数筆を同時に選択して入力することが可能です。ワンデスクシステムと連携した農業委員会サポートシステムでは、CSVによる一括取込補正などにより、作業負担の軽減が可能です。

市町村、農業委員会等からのご質問をまとめました。(令和6年6月追加分)

		質 問	回 答
1	地域計画策定	地域計画で定める(国参考様式第5-2、2農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標)将来の目標とする集積率は、農業経営基盤強化促進基本構想で定める集積目標と同様にする必要があるか。	地域計画の地区ごとの目標は、地区の状況に合わせて設定してください。 例えば、農地整備事業地区は、基本構想より高い目標となり、中山間地等で現状の集積率が低い地区は基本構想より低い目標となる可能性はあります。 地域計画は、基本構想に即して策定するものですので、市町村単位では、地域計画の集積目標は基本構想と同様になります。
2	地域計画策定	地域計画で定める(国参考様式第5-2、2農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標)将来の目標とする集積率を市町村単位で見た場合に、農業経営基盤強化促進基本構想で定める集積目標より高い値となった場合の対応はあるか。	基本構想は、5年に1度見直しを実施することになっており、見直しの際に地域計画で定める集積目標に合わせて、現状より高い目標へ修正してください。
3	地域計画策定	目標地図に掲載された「農業を担う者」は、全て地域計画(国参考様式第5-2、4地域の農業を担う者一覧)に記載する必要があるか。	目標地図に掲載された「農業を担う者」は、全て参考様式第5-2に記載する必要があります。 兼業農家、小規模農家等も概ね10年後も営農を継続する意向があれば、農業を担う者に位置付けます。 参考様式第5-2は15経営体分しか欄がありませんので、15経営体より多い場合は、別紙に整理してください。 なお、参考様式第5-2の別紙は現状、最高400名までしか記載が出来ないため、400名を超える場合は、予めご連絡をお願いします。別様式になります。
4	地域計画策定	地域計画(国参考様式第5-2、4地域の農業を担う者一覧)の目標年度は、農業経営基盤強化促進基本構想の目標年度に合わせる必要があるか。	農業経営基盤強化促進法施行令第6条に規定のとおり、地域計画は、農業経営基盤強化促進基本構想に即して策定するものですので、地域計画の目標年度は基本構想に合わせる必要があります。各市町村の目標年度は「令和12年度」としています。
5	地域計画策定	農地中間管理機構を介した貸借契約に当たり、地域計画(国参考様式第5-2、4地域の農業を担う者一覧)はどのように記載すると良いのか。	農地中間管理機構を通じた貸借契約を行うに当たっては、「地域の農業を担う者一覧」に位置付けられている必要があります。 つきましては、機構を通じた貸借の可能性のある農業者については、漏れなく位置付ける必要があります。
6	地域計画策定	地域計画(国参考様式第5-2、4地域の農業を担う者一覧)及び目標地図に集落営農組織を記載することは可能か。 また、上記、記載により農地中間管理機構を介した貸借契約は可能か。	集落営農等任意組織も農業を担う者に位置付けてください。(参考様式第5-2、目標地図) 集落営農組織が法人化することが確実な場合は、法人として位置付けてください。 任意組織は、農地中間管理機構を通じた契約はできません。組織の構成員である認定農業者等が契約することになります。

		質 問	回 答
7	地域計画策定	地域計画の区域は、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を基本として設定することとされているが、農用地区域からの除外を予定している農地等がある場合には、地域計画の区域から除外することは差し支えないか。	協議の場合は、市街化区域を除いた全ての農用地について協議する必要がありますが、地域での話し合いを踏まえて地域計画の区域から除外することは差し支えありません。 一方、地域計画を要件とする補助事業もありますので、補助事業の活用を検討している地区については、事業ごとの要件に留意が必要です。
8	地域計画の変更	農地法、農振法等の法律に係る許可が必要な場合、先に地域計画の変更の手続きを行い、その後それぞれの法律の手続きを行うのか。同時に手続きを行い、最終的な転用等の許可日までに変更ができていればいいのか。	農業経営基盤強化促進法の基本要綱11の4のとおり、農用地区域からの除外や農地転用許可に際しては、予め地域計画を変更しておく必要があります。 地域計画の変更手続きと同時に行える手続きとしては、農振除外の手続きの場合、農業振興地域整備計画の変更案の公告、縦覧以外の手続きについて、地域計画の変更前に行うことが可能です。 ※農振除外公告、縦覧は地域計画変更後 また、農地転用の手続きの場合、許可権者の許可以外の手続きについて、地域計画の変更前に行うことが可能です。 ※農地転用の認可は、地域計画変更公告後
9	地域計画の変更	地域計画策定時には予定していなかった利用権等を設定しなければならなかった場合には、機構が農用地利用集積等促進計画を作成する前に地域計画の変更を行わなければならないのか。	農用地利用集積等促進計画の作成後に地域計画を変更することが確実であると市町村が認めるのであれば、先に利用権等の設定を行うことも可能です。農用地利用集積等促進計画の手続きについては、機構と十分連携して進めてください。
10	目標地図	目標地図素案作成の意向調査（アンケート等）時に回答が得られなかった場合、目標地図上の表記はどうなるか。	目標地図へは「現状維持」として表記してください。
11	目標地図	作成した目標地図を公表する上で、氏名を入れて公表すると思うが個人情報の同意はどのようにしたか。	ホームページ等で関係者以外の不特定多数に公表する目標地図には個人名を入れて公表する必要はありません（例えば：ABC等の表記）。
12	目標地図	農業を担う者が多数いる場合に地図の色が多くなるが、良い方法はないか。	例えば、面積が大きい上位20経営体に着色し、それ以外の農業を担う者は、認定農業者、集落営農等まとめた色で着色する方法もあります。
13	目標地図	既に地域の農地の大部分を担い手が引き受けている地域では、どのように目標地図を作成すればよいのですか。	既に、担い手による農地の集積・集約化が十分に実現しており、協議の結果、将来的にも現状の姿と変わらない地域においては、現状の農地利用の姿を目標地図とすることは可能です。

7. 地域計画公告前確認事項

令和6年3月時点 Ver.1

NO.	必須項目	項目	確認事項	確認
1	○	目標地図	目標地図には、意向調査や協議の場の結果を反映していますか。（現況地図は、目標地図にはなりません）	
2	○	地域計画 目標地図	地域計画の区域と農業振興地域の整合性は取れていますか。 農振除外、農地転用を予定している農地については、その内容を地域計画（目標地図）に反映していますか。 ※農振除外手続や転用許可に関する手続、調整は地域計画公告前に進めることができますが、農振整備計画の変更案の公告・縦覧は、地域計画公告後でなければなりません。（農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の4）	
3	○	地域計画 目標地図	農地整備関連事業計画地区、実施地区は地域計画の区域に入っていますか。	
4	○	地域計画 目標地図	【初回の地域計画公告前のみ】 人・農地プランに係る中心経営体に対しては、農業を担う者リストへの登録の意向を確認しましたか。	
5		地域計画 目標地図	集落営農組織（任意組織）が地域農業の担い手である場合は、「農業を担う者」に位置付けていますか。（農地中間管理事業の契約ができないという理由で農業を担う者から外していませんか。）	
6		地域計画 目標地図	法人化や経営委譲を予定している場合（概ね1年以内）、新規法人、委譲後の経営者の名称で農業を担う者リスト、目標地図に記載していますか。 ※例えば、経営移譲を数年後に予定している場合は、譲渡者を農業を担う者リストに、譲受予定者を備考欄にそれぞれ記載しておき、経営移譲後に、地域計画の見直し（農業を担う者の変更及び目標地図の修正）を行ってください。	
7		地域計画 目標地図	農地中間管理事業の「農用地利用集積等促進計画」の新規契約や更新、農地の売買の予定があるものについては、地域計画（目標地図）に反映していますか。 ※農用地利用集積等促進計画の作成後に地域計画の変更が確実な場合は、地域計画の変更が後でも可。（農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の12）	
8	○	地域計画	地域計画は、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に即した内容になっていますか。 また、農業振興地域整備計画やその他法律による地域の農業の振興に関する計画との調和がとれた内容となっていますか。	
9	○	地域計画	地域計画の目標年度は、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想の目標年度に合わせていますか。	
10		地域計画	目標集積率は、①地区の実情に応じて算出、②市町村基本構想集積率となると思われますが、①の場合、②を大きく下回る目標とならないよう配慮していますか。	
11	○	地域計画 目標地図	地域計画、目標地図について、ホームページ等関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、個人情報に配慮していますか。（農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の7）	
12	○	地域計画	協議の場の結果をホームページ等で公表しましたか。	
13	○	地域計画	地域計画の公告前に会議又は文書等で関係者（農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等）の意見聴取をしていますか。（農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の5）	
14	○	地域計画	地域計画（案）の縦覧期間は確認していますか。市町村公告日から2週間です。	
15	○	地域計画	協議の場の公表→地域計画（案）の公告（2週間の縦覧）→地域計画公告の流れを進めるにあたり、市町村公告のスケジュール等を確認し、余裕をもったスケジュールとなっていますか。（令和7年3月31日が期限です。）	
16		地域計画	協議の場の記録（会議記録等）は作成していますか。	
17		地域計画	次回の地域計画の更新時期、推進体制は決まっていますか。	
18		その他	中山間地域において、地域計画の区域に多面的機能支払交付金又は、中山間地域等直接支払いの区域が含まれる場合、交付金の加算などの措置について確認していますか	
19		その他	農業経営基盤強化資金（スーパーL）・農業近代化資金借入希望者、農業経営基盤強化準備金に加入する認定農業者は、「農業を担う者」及び目標地図に位置付けていますか。 ※スーパーL資金及び農業近代化資金5年間無利子化措置、農業経営基盤強化準備金加入要件	
20		その他	・地域計画と連携する各種補助事業等の要件を確認しましたか（中山間地域農業推進対策、鳥獣被害防止総合対策等）※地域計画と連携する各種補助事業等一覧を参照 ・認定農業者等、事業の活用を検討している者を「農業を担う者」に記載していますか。	

※地域計画公告後は、県知事、農業委員会及び農地中間管理機構に地域計画の写しを送付してください。

